

第九十四回国会 参議院 法務委員会 會議録第七号

昭和五十六年五月二十六日(火曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

五月二十一日

辞任

額谷 英行君
近藤 忠孝君

補欠選任

和田 静夫君
宮本 顯治君

五月二十二日

辞任

和田 静夫君

補欠選任

額谷 英行君

五月二十五日

辞任

宮本 顯治君

補欠選任

近藤 忠孝君

五月二十六日

辞任

加瀬 完君
近藤 忠孝君

補欠選任

丸谷 金保君
宮本 顯治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

鈴木 一弘君

大石 武一君

上條 勝久君

寺田 熊雄君

藤原 房雄君

白井 莊一君

戸塚 進也君

平井 卓志君

真鍋 賢一君

円山 雅也君

八木 一郎君

安井 謙君

國務大臣

法務大臣

政府委員

法務政務次官
法務大臣官房長
法務省民事局長
大蔵大臣官房審議官

事務局側

常任委員会専門員

説明員

警察庁刑事局捜査第二課長

法務省民事局参事官

法務省民事局参事官

大蔵省証券局企業財務課長

奥村 俊光君

漆間 英治君

元木 伸君

稲葉 威雄君

宮本 英利君

佐野 嘉吉君

寛 榮一君

中島 一郎君

小山 昭蔵君

奥野 誠亮君

中山 千夏君

近藤 忠孝君

丸谷 金保君

額谷 英行君

本日、加瀬完君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を、便宜一括して議題といたします。

前回は引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 前回は監査役についてお尋ねをしましたが、これは経済界の一部であり、また、監査役会制度を設けようという議論があり、あつた。何か法務省は余り乗り気でないという、まあ、今度採用されておられないようであり、すけれども、この意見についてはどういふお考えでしょうか。

○説明員(元木伸君) お答えいたします。

確かに、監査役が複数で監査するということが、より徹底した監査ができるということになります。また、お互いに監査役の間で協議をしながら監査を進めていくということによって、より進んだ監査ができるということも言えるわけでございます。しかし、反面、監査役会というような会制度をつくりました場合には、監査意見というものが監査役会の意見として出てくることになるのではないかと、とてございまして、そういう場合には、たとえば監査役が三人おられます。そのうち二人は適法の意見を持っていて、それに対して一人だけは監査結果が違法であるという意見を持っているという場合には、多数決で適法な意見ということになるわけでございます。そういったものと、一人だけ違法意見を持っていたという結果というものは表に出てこないということになるわけございまして、むしろ監査役が多数多くいて、それぞれが独自の立場から監査をして、その監査結果を外部に公表するという方が、より監査の結果としては徹底しているのではないかと、とて、今回はとにかく監査役会というものは設けない。しかし、その監査をより徹底させるという点から、大会社については複数監査役制をとるということにしたわけでございます。

○寺田熊雄君 監査役の意見を具体的にいろいろ聞いてみますと、実際問題としては、社長の方から、君、今度監査役をやってくれということと言われて監査役になる。仮にワンマン社長があつた場合に、その横暴をチェックできるかと聞いてみますと、本気でやろうと思えばやれる、しかし、しつぱ返しは賞格せにやいかぬ、けんかをすれば別だがというふうなことで、その点あまいな返事が返ってくるようであります。

しかし、今度、取締役会を招集するとか株主総会を招集するとかいう権限も与えられて、確かに精神面では優位に立つといえます。か、一步前進というか、そういう面は確かにあるというふうな感想が返ってきたわけであり、すけれども、現実問題として、実際問題としては社内的重要な会議や行事にすべて参加しているわけでもない、重要な情報も必ずしも得ていない、重要事項の稟議にも一つ一つ参加させられているわけでもない、ことに会計処理の変更の場合など事前に必ずしも意見を聞かれていないというふうなことで、これは果たして法の目的がこれから十分に発揮できるかといえます。これはやはり監査役の努力にまたなければいけないということになるわけであり、す。しかし、それにしても、今度の改正が一步前進であることには間違いない。これは、そういう評価がほぼ定着しておるようであります。

この点、現実面と法のたてまへの間の乖離と

いいですか、それについてはどういうふうに理解しておられますか。

○政府委員(中島一郎君) 監査役による監査、これはあくまでいわゆる内部監査でございますから、そこに一定の限界があるという事は私どもも考えておるわけでございます。それにいたしましても、できるだけ地位を高めて権限を強化して、その監査役による監査の実効が上がるようにという事を考えておるわけであります。四十九年の改正以来、監査役の見方も変わってきたというふうな方向を推し進めまして、監査役の地位を強化しその権限を強化したというわけでございます。

そうは申しませんが、やはりこれは人の問題ということにもなるわけであります。その人選よろしきを得なければ結局代表取締役の言いなりになるというふうなこともあるわけであります。これは双方が監査役の仕事というものを十分に理解をしていただきまして、そして法の期待する監査役の責任を果たしていただきたい。取締役側におきましても、その監査役による監査というものの有用性というものを十分に認識をしていただきまして、むしろ社内監査のために監査役を激励するという立場でやっていただきたいというふうに思っています。

私ももちろん、この制度のPRと申しましようか、趣旨の徹底に努力をするつもりでおりますけれども、監査役関係の団体などもあるようでございます。監査役協会というふうな協会もつくって、互いに横の連絡をとりながら研さんをしておられるというところでありますから、法律の整備と、そしてその衝に当たる人の自覚と両々相まって、さらにこの自主的監視機能の強化ということの方向を強めてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 それから、よく新聞紙上にあらわれてくる会社の使途不明金というのがありますね。これは、国税当局の努力をもつてしても解明できない金。われわれから見ると、そういうものこそ政界の腐敗を招く一つの縁由になるのではないだろうかと思っております。これについて、余りクレームをつけた監査役というものはまだかつてないんだというところであります。これは法務当局としてはどんなふうな考えでいらつしやいますか。

○説明員(元木伸君) まず、使途不明金という言葉の概念でございますけれども、実は商法上、使途不明金という概念はないわけでございます。これは現行の商法でございますけれども、現行の商法の三十三条の一項の二号というのがございまして、つまりこれは、商人は会計帳簿を作成しなければいけないという規定が三十二条にございまして、その中で、その会計帳簿には「取引其ノ他營業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項」は、これは必ず記載しなければいけないということになってるわけでございまして、したがって、そういう何に使われたかわからないというふうな支出というものはいいわけではございません。

使途不明金と一般に言われておりますのは、これはいわゆる税務上の通称語と申しますか、でございます。要するに本来ならば費用で落とせるものを、支出の先を明らかにしたくないから、それを利益として課税されてもやむを得ないということになるわけでございます。しかし、ただこの税務上の利益と申しますのは、これは商法上の決算が済んだ後、利益が出たものに對してそれをどのように処理していくかということでございまして、それ以前の財務処理につきましては監査役といまして、その金銭がどこに支出されたかといふことは本来わかつてはいるはずでございます。もしわからなければ、これは監査役といふような事例があったとすれば、これは監査といふ不十分ということにならざるを得ないかと存じます。

○寺田熊雄君 ところが、現実には年間数百億円に達するといふことですね。これは外部監査の場合でも、伝票とか受領証とかいふものを一つ一つチェックしていけば出るはずだけれども、外部監査によつてもそれが発見し得ない、もちろん内部監査では監査役も目をつぶっているというわけでは、いか、いま参事官おっしゃったように、内部監査の方がかえつてわかりやすいんだらうと思つても、それがわからぬ、税務当局に對してもそれで押し通してしまふという不思議な現象があるわけで、これは何らかのやがて商法上罰則を設けるとか、あるいはそれより前に、そういう使途不明金を何とかして解消するやうな手だてが講じられないものでございまして、いかがでございますか。

○政府委員(中島一郎君) 使途不明金が出る前に、そういう支出のないように監査役がいろいろ監査をする、あらかじめいろいろと注意をするということがまず必要であらうかと思つております。そういう問題が起りましたときには、やはり監査役としてはその監査機能を十分に發揮してその解明に努めるわけでありませうけれども、そのために今回改正法におきまして、支配人その他の使用人等に対する監査役の質問権というやうなものも規定を置いたわけでございませうけれども、それにもかかわらず、事実上使途不明なものが出てくるというところは、これは現実の問題としてやむを得ないかといふふうに考えるわけであります。その場合には監査役といはしましては、いろいろ手だては尽くすけれども、最終的には監査役としては監査報告書に「監査ノ為必要ナル調査ヲ為スコト能ハザリシトキハ其ノ旨及理由」を記載をして報告をするといふことで、処理をすべきものであらうといふふうに考えます。

その場合に、罰則その他の方法によつてこういう事態が起らないように、あるいはその場合における解決方法を考えるべきでないかという御意見のようでありますけれども、実は私どもは、内部監査でありますから、そこまでは考えておらないという実情でございます。

○寺田熊雄君 大平総理大臣が私的な諮問機関に、政界の腐敗を防止するための諮問會議があつた。あれなんかの報告を見ても、やはり

こういうものこそ何らかの措置を講じなければいけないという、そういうたてまえでできておるんじゃないでしょうか。その点どうですか。

○説明員(元木伸君) 先ほど私、言い方が悪いかもしれませんが、おおよそ監査役が監査をするといふたてまえでは、いわゆる使途不明金といふものはないといふことではございませう、たてまえといはしましては。つまり、一般に言われております使途不明金と申すのは税務上の概念でございます。これはその支出を税務申告上も明らかにしたくないといふ会社の立場からこれを明らかにしたくないといふことだけございまして、会社の内部としましては、どこに支出されたかといふことは完全にわかつていなければいけないという問題でございます。したがって、監査役が監査いたしますにつき、そういう使途不明金という、その後使途不明金といふことになるのかどうかはわかりませうけれども、おおよそ会社の支出といふものはわかつていなければならぬといふことでございませう。

もし、監査役がその点を明らかにしないまま監査報告をしてしまったといふことでございまして、これはその監査報告書が誤つていふことになるわけでございませう。そういういたしました場合は、そういう監査報告書が誤つておりましたら、それはもちろん監査役としましては会社に對する義務違背といふことになりまして、もし会社に損害を与えれば損害賠償義務が発生いたします。また、その監査報告書によつて第三者が損害をこうむるということになりましたら、二百六十六条ノ三によつて第三者に對しても損害賠償しなればいけないといふことになります。さらに、四百九十八条の一項の十九号で監査役の虚偽記載、不実記載といふことになりまして、罰則の適用もあるといふことになつてございませう。

○寺田熊雄君 そうすると、こういうことになりませうか。つまり、監査役には、どこにどういふ金を出したかといふことがわかつていふ、それが会

社の営業上必要な支出と監査役も認めただ、しかし税務当局に対してはその内容を明かしたくない、したがって税務当局は説明を受けなかったというんだけれども、税務当局も帳簿を調べれば、その支出伝票なり、それから金銭出納帳なり、支出がどこに、何人にそれが供与されたかというところはちゃんと記載があると理解しておられるんじゃないかね、あなたとしては。それとも、やはり会社の帳簿自体から、いつ、だれに、幾ら供与したかということは不明なんだ、不明なんだけれども、そういう不明な支出を、代表取締役には権限が与えられている、したがって監査役が容認した、こういうふうな理解しておられるのか。その辺、ちょっと説明していただきたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) 一般に、監査役が監査いたします場合には、この会計帳簿、これは精査、実査と申しますか、すべての書類を見るところはなかなか困難でございますので、一般に試査をする場合が多いと思ひます。ことに会計監査人の場合には、試査が一般的であるということになっているわけでございますけれども、そういう試査をいたしました場合に、もしその支出先について監査役がこれは違法の疑いがあるというふうなことでありますならば、それはその支出先について明確に監査しなければいけないということになるかと思ひます。しかし、その支出先自体を確かめないまでも、一応金銭の出納としては明確になっているというふうな事態であれば、あるいは支出先というものはわからないでも、これは適法であるという認定をする場合もあろうかと存じます。

いづれにいたしましても、その個々の支出あるいは収入というものは、これは全部会計帳簿に記載されるということになるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、結局、内部の形式的な経理上の処理は一応表面上は適正に行われている。したがって、監査役のスクリーニングは経たけれども、実際それを調べてみると、そこには支出されていなかった、そういう支出先は現実に存在しないというふうなことが税務当局の処理のと

きには出てくる。しかし、会社の形式的な財務処理はともかく形の上ではできている、こういうことになるんですね。

○説明員(元木伸君) 単に形式が整っているからそれで済むというのでは監査はないわけでございます。ことに監査役の監査の場合には、これは現行法でもございまして、二百八十一条の三の二項八号で「取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ其ノ事実」ということがございまして、もしその支出自体が形式的には整っているけれども、つまり出金伝票も何も全部そろっているというところでございまして、そこに職務遂行に關して不正の行為のおそれがあるということであるならば、監査役としてはこれはやはり監査しなければいけないということになるわけでござい

ます。

○寺田熊雄君 だけれども、それが全部そういうふうな嚴重に検査をしていくことが事実上できないものだから、監査役のスクリーニングはそれで済んだけれども、実際、後で調べてみたらその支出先というのは現実に存在しなかった、あるいはどうもそういう金を受け取っていないと言ふ、片方は払ったと言ふというふうなことで、税務当局としては把握ができなかったという現実の事例があるわけでしよう。だから、やはり監査役の監査というものは、形式的な帳簿面でのまあ何というか、レビューというか、検査にならざるを得ないんじゃないですか。

○説明員(元木伸君) 特に、大会社になりました場合に会社機構が複雑でございまして、しかも規模が大きいわけでございまして、そのすべてについて実査と申しますか、そういうことをやることは不可能だと思ひます。しかし、やはりその試査においては、おのずから合理的な根拠に基づいてやらなければいけないのじゃないかというわけでございまして、したがって、これは税務上の問題は私どもの所管でございまして、そことの関連ということをつまびらかに申し上げられ

ないわけでございすけれども、事を監査役の監査に限ってみました場合には、やはり監査役としては、疑問があればそれを追及していくというだけの態度は必要でございす。

それと同時に、もし何かそういう十分な監査ができない結果、問題が生じたということになりましたならば、先ほど申し上げたような監査役は責任を負わざるを得ないということとございす。

○寺田熊雄君 実務家に聞くと、商法の改正案というふうなものはたまたま先行している、理想が勝っているというふうな批判が返ってくるのは、やっぱりいまの参事官の説明の中にもあらわれておるんじゃないでしょうか。つまり、監査役は現実に、その形式だけじゃなくて実際上も査察というか調査をしる言つて、それが完全にできておるならば、事後に税務当局が調べて使途不明金なんというのが起るはずはないでしょう。それが起っている。年間数百億にも達するといふんですね。

それはやはり、その支出先は税務当局には明かしたくないと、こう言つたつて、それが真実を欠いておれば明かすも明かさないも、調べればわかるんだから。それがないというの、やっぱり形式は何か合つても、実際には存在しないものがあつたり、虚偽のものがあつたりするから、それは一つ一つ監査役のスクリーニングにひつかからないものがある。現実と理想とにそこに乖離が生じていると、こういうことじゃないですか。

○政府委員(中島一郎君) 監査役の監査の対象が形式面のみならず実質面にも及ぶということ、先ほどから元木参事官が申し上げておるとおりでございす。しかしながら、そのすべてにわたって精査をするということも現実問題としては不可能な場合があるわけであります。また、実際問題といたしまして、実質面について監査をいたしましても、その詳細が明らかにならない場合もあり得るということも事実でございす。明らかになりませんでした場合には、知つておつた場合には、それに従つて忠実に処理をするという義務が発生す

るわけでありますけれども、通常の監査役として期待されておるだけの努力をしたにもかかわらずその実態が明らかにならないような場合、あるいは自分としては明らかにしたと思つて処理をいたしておりましたけれども、実はそうではなかった。たとえば、後日、税務当局の調査によつて、そうではなかったというふうなことが判明するといふような場合につきましては、やはりこれは監査役の監査の限界というのがあるのではないかと。

でありますから、十分必要な調査を何らかの理由によつてすることができなかった場合には、その旨を監査報告書に書くということによつて処理をするということにならざるを得ないというの、私どもの考え方でございます。

○寺田熊雄君 株主がそれをつ一つ株主総会に出で指摘して、取締役の責任を追及するという現実が日本の株主総会にはありませんから、それで通つちやうわけですね。だから、それをなくそうと思ふと何らかの法的規制を考えないと、商法上のものでもあろうと税法上のものでもあろうと、それはまたおのずから別論になるけれども、本来株主が株主総会に出でそういう違法なものを指摘し、弾劾し、改めさせるというこの会社法上の理想というものが、とてもいまの株主総会の現実では達成されそうもないから、そうすると、何か法的な規制をどうか考えなきゃいけないんじゃないかというのが私の一つの提案なんだけれども、これはどうだろうか。

○説明員(元木伸君) まず、先ほどからちょっと申し上げているわけでございすけれども、この監査役の監査段階では、たまたまといつたしましては使途不明金というものはないということとございす。したがって、監査役につきましては、先ほど申しましたように、もし虚偽の監査報告書を作成するならば、かなり重大な責任が生ずるということになるわけでございす。

もちろん、そういう重大な責任を生ずるということについて自覚しない人につきましては、これはやはり制度としてはそれ以上のことはできない

わけでございます。やはりその任に当たった人が、そういう法律上は大変な責任を負うのだというのを自覚していただいてその職務を遂行してもらおうということが必要ではなからうか、また、そのためには、そういう責任が生ずるのだということ、やはり周知徹底させなければいけないのじゃないかと思うっております。

○寺田熊雄君 いや、その議論はもうたてまえ論なんだね、何回言っても。私も現実には監査役協会の役員と電話だけでも話をし、余り使途不明金をやかましく言われて困るんだというように、なことを言われているわけですね、友人のOBに。だから、たてまえであつた言われるように、監査役はとことんまで追及して、違法なものを認容しなきゃいけないのだというたてまえはわかるんだ。しかし現実にあるんだ、それは。しかも、年間何百億もあるということが税務当局から発表されておるんだから、その現実に対しては目をつぶるのか、何とかしようというのか、どっちかと聞いているんだ。たてまえを聞いているんじゃない。

○政府委員(中島一郎君) 一面の立場からのみ申しますと、会社の支出がすべて明らかになつておつて、しかもそれがいささかも問題とするものがないような支出であることが望ましいという考え方もあろうかと思ひますけれども、やはり現実においておられます会社の実態というものに着眼をしてみますと、そこにはいろいろの支出がある。会社としては企業の秘密というふうなこともありましようし、あるいは得意先に迷惑がかかるというふうなことから、その支出の行く先を明らかにしたくないというふうなものもあるかと思ひます。現行法並びに今回の改正法の考へております程度というものを一応考へておるわけでありまうけれども、さらにこの制度の運用の実績などを見ましても、そしてただいま御指摘のような問題も将来の検討課題としていきたいと、こういうふうな考へております。

○寺田熊雄君 まあこれは、しょうがない、是認しますというわけにはいかぬだろうし、しかし何とかしなきゃならぬ問題で、会社の社会的責任を考へますと、やはりいま局長が言われたように、何とか将来の検討課題として十分これは検討していただきたい。

法務大臣に伺いますが、やはりこれは政治的な腐敗を防止する要請ともかわりを持つていますし、本来、使途不明金なんかあつてはならないわけですね。だから、これはやはり将来の重要課題の一つとして検討していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) おっしゃいますように、ないことが一番望ましいと、こう思ひます。どういふ関係のものが実態的に一番多いのかよくわかりませんけれども、おっしゃいますように、今後ともどういふ姿勢をとることが一番よろしいのか、なお引き続いて検討していきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 それから、法制審議会の答申の中に、会社の金銭の無償供与についてのディスクロージャーの答申がありましたね。これは経団連あたりの大変な反対があつたようですが、その一つ一つの支出の明細を明らかにしろという要請もあるし、総額を明らかにしろという要請もありまう。いずれにしても、やはり政治的な腐敗防止という見地から大きなかわりを持つていますので、この法制審議会の答申というものはどこまでも守つてほしいと思ひます。現実にはこの線は崩れたようですね。この点をちょっと説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(中島一郎君) 御質問の点は、計算書類等の公開の問題で、特に営業報告書の記載事項あるいは記載方法についての問題であらうかというふうな理解をいたしました。この点につきましても、法制審議会が一応の御議論をいただきました。そして民事局参事官室におきまして五十四年の十二月の二十五日に「株式会社社の計算・公開に関する改正試案」という試案を作成したわけ

でございます。その試案によりまして、ここでは「業務報告書」という言葉を使つておりますけれども、営業報告書のことでございまして、営業報告書には「法務省令で定めるところにより、会社の業務の状況に関する重要な事項を記載しなければならぬ」というふうになつております。この点は法制審議会においてもそういうことでよろうというふうになつたわけでありまして、記載内容につきましては特に法制審議会が決めて答申をいただいたというふうなことでございませう。

試案には「(特)」といたしまして、「業務報告書の記載事項を次のように定めることはどうか」ということで(特)から(イ)までの項目を掲げておいたわけでありまして、この点について試案を公表して各界の御意見を伺ひましたところ、いろいろ御意見がございました。そういうものを参酌をいたしまして、そして法務省令で定めるところになるかと思ひます。

○寺田熊雄君 なかなか意味深長な答弁で、参酌してというのを、どつちの意向を参酌するかでずいぶん結論が変わつてくる。経団連などは、余り使途不明金の一つ一つの明細なんかは明らかにされちゃ困る、総額もどうだろうかとしようなことをなでしよう。だから、その点あなたとしては、やはり一つ一つの使途不明金も追及していった方がいいと考へていらつしやるのか、総額だけで足ると考へていらつしやるのか、その辺固まっていますか。固まつてないなら固まつてないでもいいんだけれども、参酌という非常に含みのあるお答えだから、ちょっと伺ひたい。

○政府委員(中島一郎君) 今回の法制審議会の審議の一環としてこの問題が取り上げられておるわけでありまして、事柄は法律の規定を置くよりむしろ省令にゆだねるべきことであるということ、で省令にゆだねられなければならぬ、内容自身に決めるというわけにはまいらない事項でございまして、従来のいきさつから考へまして、で、法制審

議会の審議の過程におきまして、省令を定める場合には法制審議会において御検討いただくということをお約束しておるというふうないきさつもございます。

その際に、この試案が一つのたたき台になるのであらうというふうな考へておりますけれども、その改正試案をたたき台として先ほど申しました各界の御意見を参酌をする、そしてそれによつて出てまいりました法制審議会の意見を聞いて法務省令を定めようというものでありまして、また内容は固まっておりますけれども、そのときに問題になりますのは、一方において今回の法改正がディスクロージャーの強化ということを一つの柱にしておるわけで、他面また、会社の企業秘密というふうなこともございまして、また、ディスクロージャーのために、それによつて得られる利益と比較して過大な経費と申しまうか、コストを会社に負わせるというふうなことも避けなければならせん。その辺のところの兼ね合いを考へて、結論を出すことにならうというふうな考へております。

○寺田熊雄君 法務大臣にお尋ねしますが、つまり今回の改正でも、とかく経団連や何か財界の意向が強く反映し過ぎていくという批判があります。それは、財界などが強く自民党に働きかけ法務省に圧力を加えるということ、これはわれわれもあり得ることだと思つておるんですけれども、やっぱり法務省は社会的正義の実現を図る、法秩序を維持するというのがえのえのない使命を持つておられますから、余りそういう外部からの圧力をそのまま大臣が受けとめて、事務当局にそれを押しつけるということがあつてはいかぬと思ひます。その点、法務大臣が毅然としてやはり法の番人としての立場を守つていただきたいと私は考へるんです。大臣の御決意はいかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 法制審議会は、御承知のように官界、学界、財界、各方面を網羅しているわけでございます。いずれ省令を諮問いたします際には国会での論議も私は披露すべきじゃない

かと、こういうことを言っているわけではございまして、全く法制審議会の自由な議論にゆだねて結論を出していきたいなと、こう思っております。特別な庄力をかけるなどというようなことは頭頭考えておりません。

○寺田熊雄君 大臣は法制審議会の会長でもいらつしやるし、これは特に守っていただきたいと思っております。

それから、自己株式に対する質権の設定ですね。これは最高裁の判例で東京地裁に対する差し戻し判決があったんですね、あれは最高裁に対する差し戻しだったか。ともかく絶対無効論をとっておるようですね。今度は二十分の一の範囲内、発行済み株式金額の二十分の一以内だったか、これについては質権の設定を認めるといふ、こういうたてまえをとりました。これに対しては、相当東京税理士会などの反対論があります。今度の改正に反対する一つの有力な根拠に数えられておるんですね。これはどんなふうにあなた方はお考えなんでしょうか。

つまり、東京税理士会の反対理由というのは、そういうことをすることは中小企業の立場を弱めるといふような反対論があったように思いますが、あなた方はどういふふうに考えていらっしゃるか。

○政府委員(中島一郎君) ただいまの反対意見というものも私も聞いたことはございますが、中小企業が、何と言いましようか、関連の企業から自分の会社の株を持つていふことを言われる、そしてその株式に質権を設定して金を借りるといふことが多くなるのじゃないか、強制されるのじゃないかと、こういう御意見であらうかというふうな思いわけでありますけれども、私も今回のこの改正によりまして、ある限度において自己株式の質受けを認めたということによって、中小企業にとつても金融の道をむしろ広げたというふうな考えております。

ある会社の株を持っておられます場合に、それを従来は、その発行会社に質入することはできな

かったわけですが、今後はその発行会社に對して質入することもできるということになるわけでありまして、金融を得る道が広がったと、こういうふうな考えておるわけでありまして、その反対理由というものは理解できないというふうな考えております。

○寺田熊雄君 何か参事官の方で補足するところはありませんか。

○説明員(元木伸君) いま局長から申し上げましたように、たとえば下請に対して元請といふことが、元請会社が自己の株式を新株を発行した際に下請に持たせる、その持たせた際に、株券を渡さないで実質的に質取りしておくと例が出てくるのではないかと御指摘であらうかと存じますけれども、そういう場合に、下請に対しては元請としては原則として担保を要求するというのが普通の形でございます。

そういういたしますと、もし自己株式を担保として取らない場合には、ほかの担保を取らなさいかぬということになるわけでございます。いづれにしても、担保を取るといふ点では同じであるといふことになるわけでございます。しかも、これは非常に実務的な問題でございますけれども、実際に不動産等の担保を取りました場合には、登記等いろいろな手数料、費用がかかるわけでございます。一般に、そういう手数料、費用等は債務者の負担ということになるわけでございます。これは決して担保価値の大きい不動産等である場合にはばかにならないという問題があるわけでございます。それに対して、株券の場合でございますと、事実上預かっておくといふような形で、非常に簡易な形でできるという点からも、かえってやはり担保のコストも下がるのじゃないか。

むしろ、そういう点から考えますと、全体から見れば中小企業がこれによって困る、あるいは圧迫されるという問題ではなからうと、このように考えております。

○寺田熊雄君 いま局長と参事官が御説明になつ

たことは、私も大体そういう趣旨のことは税理士会の方々に御返事したところなんですけれども、また、さらに意見を聞いてみて御質問するかも知れません。

それから、大企業の中のソニーが、何かこの自己株式の取得禁止の問題について相当食いついたといふことも聞いているんですが、それはどういふ事情に基づくのか、この辺のことをちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) 先生御指摘のように、一部の企業から自己株式の取得については緩和してほしいという要望があったことは事実でございます。

その理由といたしましては、主にこういう緩和を要望いたしましたのは、アメリカで資本取引と申しますか、業務提携をやつて、その業務提携の一つの方法といたしまして相互に株式を交換するといふ形をとるわけでございます。そういう業務提携で株式交換の契約をいたします場合には、その契約を履行するためには、その前提といたしまして双方の会社で自己株式を持っているといふことが必要になるわけでございます。

と申しますのは、つまり、もし現在日本で相互に業務提携で株式を持ち合うということになります場合には、実際には大株主に相談した上で、大株主から株式を放出してもらつて相手に渡すといふことをやっているわけでございます。ところが、これは実際の契約の効力という問題から考えますと、自分が持っている株を放出するといふことであるならば、契約の当事者が放出するわけでございますから、直接の義務者が放出するといふことで契約上何ら問題がないわけでございます。が、もし第三者に頼んで放出してもらつたといふことであるならば、第三者がこれに応じなかつたといふ場合には、契約上の義務を履行できないといふ問題が出てくるわけでございます。そのため自己株式を相互で持っているといふことが必要になつてくるわけでございます。

そういう点から、自己株式の取得制限というものを緩和してはいいということになつたわけでございますけれども、まだ今回の改正におきましては、自己株式取得制限の理由でございまして資本の実質的な払い戻しであるとか、あるいは実際に議決権を行使できる株式が少なくなつてしまふ、その結果、総会決議の歪曲化が生ずるというふうなことに對しての対策がなかなか見つからないという問題がございまして。

それともう一つは、アメリカでは、この自己株式の取得というものを原則として制限なしに認めているわけでございますけれども、アメリカにおきましても、取得した自己株式についての経理上の処理といふことについて混乱が起こつていふと聞いているわけでございます。つまり、自己株式といふものを市場から額面価格で買入るといふことであるならば、これは買ったものをその分だけ資本から差し引くといふことでよろしいわけでございますけれども、つまりアメリカ法におきましては、自己株式の取得を自由に認めるかわりに、経理上の処理といたしまして、自己株式を取得した分だけ資本から差し引くといふ処理をしているわけでございますけれども、ただいま申しましたように、時価で買入れた場合にはその分だけ資本の額から差し引くといふこともよろしいのですが、額面額以上で株式を買入れた場合に、その超過分をどこから差し引くかといふことにつきましては、学説、実務ともに混乱しているわけでございます。

したがいまして、そういう点を明確にしない限り、わが国の法制に取り入れることはまだ困難なのではないかと、今回は見送つたわけでございます。

○寺田熊雄君 次は、株主総会についてお尋ねをしますが、日本での株主総会の審議時間といひますか、開会から閉会までの時間が警察庁の調べで出たんだけれども、これは上場会社七百七十四社の統計のようですが、十五分以内が三百三十九社、四三・五%、十五分から三十分以内のものが三百九十五社、これが五一%、したがって、全

くしゃんしゃんしゃんで終わってしまう事実上儀式みたいな株主総会が一般のようであります。これはアメリカ、イギリス、西ドイツなどの状況を聞いてみると、かなり時間を長くかけて株主の質問に答える、実質的な討議が行われて時には夜半に及ぶというようなことを聞くわけでありますが、この差についてはどこからそういう原因が出てくるのか、いろんな見方があるようですね。

法務省としては、日本の株主総会と西欧の株主総会との間にどうしてこの差が出てきたのか、こういう状態が望ましいものと考えておられるのかどうか、この点ちょっとどんな考えを持っていますか、お聞きしたいと思っています。

○政府委員(中島一郎君) やはり日本の国民性の違いと申しましょうか、そういうことにも影響をしてくるのではないかと、一つ考えておられます。議論をして結論を出していく、場合によりば投票によって決まるといふこと、場合によりは普通の状態であるといふこと、諸国に比較しまして、日本の場合はなるべく全会一致で決めた、あるいは議論をする、後には残るといふようなことを申しまして、円満な解決をするといふようなことが基本にはあるのであらうと思います。

それから、やはり株主の構成と申しましょうか、考え方というようににも影響があるのではなからうかというふうに思います。株主が株を持って、そしてその会社の経営に参加するといふのではなくて、むしろ株式を持つのは投資のため、あるいは投資のためであるといふことで、経営参加の意識なり意欲なりといふものは余りない、要するに株の値上がりを目的に株を買う、あるいは配当を目的に株を買うといふようなこととでありますから、株主総会が形骸化するといふこととであらうと思います。そして、そういう土壌の上に、あるいは総会屋の活躍でありますとかというふうなことで、ますます株主総会が形骸化をしておるというのではなからうかというふうに私

ども見ておるわけであります。こういう現象は決して望ましいことではない、好ましいことではないといふふうに思うわけでありまして、今回、少しでもこの株主総会の形骸化が進まないように、むしろこれを引き戻して株主総会を生かすとしたものにしたい、これはそのためにできる法律的な手当てといふものは何であらうかといふことで若干の改正を準備したわけでございます。

たとえば、総会屋の排除の手段、方法をとったというふうなことでありますとか、あるいは少数株主に対して提案権という制度を認めたといふようなことでありますとか、あるいは取締役、監査役に株主総会における説明義務を認めたといふことでありますとか、いずれも株主総会を少しでも実質的な討議の場にしたい、株主に参加の意欲を持ってもらいたいといふことのねらいのもとに考えた改正でございます。

○寺田熊雄君 確かに取締役の説明義務、これは株主の質問権の裏返しだといふこの間の御説明でしたね。それと少数株主の議決権の提案権、これを認めた。総会屋に対する金銭の供与を違法とした、犯罪にもしたというふうな努力は確かにあります。それ、今度の商法改正案を評価する私なりの理由の一つでありますけれども、いま局長のおっしゃった総会屋といふのは日本だけの現象かと調べてみると、いやアメリカにもあるんです、ただアメリカの方の総会屋は株主の味方なんだ、株主から対価をもらっておるんだといふようなことを見るわけでありまして、日本の場合には一体どういう存在なのか、どんな活動をしているのか。

これは大体のことは頭に入っているけれども、警察の方、来ておられるかしら。——総会屋の問題についてちょっとあなたの方に御説明を聞いてみたい。総会屋といふのは一体どのぐらいの数おいて、どんな活動をしているのか、まずこの点について御説明をいただきたいと思っています。

○説明員(漆間英治君) 総会屋の数は、若干年次によつて出入りがございまして、昭和五十五年末現在の調査の結果を申し上げますと、約五千八百人おるといふように把握をいたしております。

なお、警察が総会屋と言っております場合には、いわゆる狭い意味の総会屋、すなわち、総会における活動を中心としてこれに関連している、財産上の利益を得るといふような形態のもの、狭い意味の総会屋だと思っておりますけれども、それに加えて、いわゆる雑誌店でありまして、社会社であるといふ者も、あるいは企業に常習的に寄生しているといふ者も含めて広くとらえておりますので、そういう意味に御理解いただきたいと思ひますが、そういう広い意味の総会屋が、昭和五十五年末で五千八百人いるといふこととあります。うち、暴力団員と目される者が一千百人程度いるといふこととあります。

それで、活動態様でございますけれども、いま言いましたように広くとらえておりますので、主たるものは、この株主総会をめぐる企業から金品を得ましたり、あるいは企業のミスをとねに、あるいは役員のスキャンダル等をたねに企業から金品を恐喝する、取得する。そういう総会屋本来の姿に加えまして、最近では重要な特徴として、暴力団自身が先ほど申し上げましたように千百人もの形ですが、それ以外の総会屋も何らかの形で暴力団と結託をしている、関係を持っているという形が最近出てきておまして、そういう面でも、私どもとしても暴力団対策の面からこれは無視するわけにはいかないといふことで、この総会屋問題を重視して取り組んでいるところでございます。

それで、その特徴的な活動でございますけれども、一つは、その活動の多様化傾向といふのが言えるのではないかと思います。先ほど申し上げましたように、その主たる活動は株主総会、株主権の行使に関連をして財産上の利益を取得するといふのが本来の姿でありますけれども、それ以外に、雑誌とかその他の刊行物を刊行して、それを

背景に広告料であるとか購読料名下に企業から定期的に賛助金を得る、あるいはゴルフコンペ、セミナー、講演会、あらゆる形の各種の催し物を開催しましてそれによって収入を得る、そういうふうな形があらわれております。

それからまた、無視できないもう一つの傾向として、大都市における総会屋に対する締めつけが厳しくなつたせい、最近では地方都市にも進出をいたしております、そういう何と申しますか、活動の場の広域化と申しますか、そういう現象があらわれてきているといふのが、総会をめぐる活動を総括してみれば場合の特徴点と言えるかと思ひます。

○寺田熊雄君 これは警察の出された資料に、暴力団の総会屋が二千八百九十名といふ何か表を見たことがあるんだが、いまあなたのおっしゃったのは千百人といふんだが、これはどこからそういう違いが出てくるんだらうか。——ちょっと余りたくさん読み過ぎちゃっていま出てこないんだけれども、何か暴力団の総会屋が二千八百九十名、出版部が九百七十七名、計三千六百六十六名「暴力団とのつながり」といふ項の中でそういう数字を見たことがあるんだけれども、この点はどう理解したらいいんだらうか。

○説明員(漆間英治君) いま御質問のもとになりました資料がどういふ資料かちょっと私承知いたしておりませんけれども、私どもの方で公式にいつかんでおります数字を申し上げますと、過去の五十一以降のいかなる年をとりましたが、最高で五十一が六百、五十二年が六百、五十二年が六百、五十四年が六百、五十五年が六百といふこととありますので、ただいまの御質問の数字はちょっと私どもよく承知しておらないところでございます。

○寺田熊雄君 それはまた調べることにして……それから、警察の何というか、いろんな書類だけじゃなくて、新聞社の出しているやつがある。

あるいはそっちの方のあれかもしれないけれども、ずいぶん総会屋に買われている会社があるものだと感心をしたんですが、億以上の賛助金を出している会社が五社ある。その中で、三億五千万円も払っている会社もあるというふうな記述があるんですね。二千数百人の総会屋とつき合っている会社がある。そんなことを読んだこともあるんじゃないけれども、どの程度の利益を得ているかというふうなことは、やっぱり警察で把握しておられますか。

○説明員(漆間英治君) これははっきりとはわからないわけですが、五十三年に、必ずしも総会屋だけに限りませんが、暴力団に一体いかなる金額が流れているだろうかという推計をいたしたことがございます。その際に、その一つの対応として総会屋についても推計をいたしておりますが、そのときに総会屋一人の年収と申しますか、総会屋活動を通じて得られるであろう収入というのは約一千万であるというふうな数字が出ておりました。先ほど申し上げましたように五千八百人おるわけですから、したがって一千万を五千八百人の者がかせぐわけでありまして、約五百八十億程度の金が総会屋に流れているのじやなからうかという推計をいたしたことが五十三年当時でございます。その後二年を経たおりますので、いまもそのような数字が通用するかどうかはわかりませんが、一つの目安として御参考までに申し上げます。

○寺田熊雄君 これはあなたの方が大分総会屋を締め出すための努力をして、企業にも呼びかけ協力を求めているという、そういう新聞の記事がありますね。その実績は上がりつつありますか。

○説明員(漆間英治君) 企業に対する働きかけは二つの対応で行っております。一つは、自主防衛組織を結成していただく。特暴協であるとか金暴協であるとか、いろいろな名前がついておりますが、名称のいかんを問わずに、こういう総会屋に対して企業側が団結をして情報交換をしたり結束をしてこれに対処する、そういうための基盤的な組織として全国自主防衛組織を結成させておりますが、これが徐々に実を結びつつありまして、これまでのところ、三十五県において七十八団体、加盟企業数二千七百三十一社というように自主防衛組織の結成が着々と進行中であり、現にそれを足場に総会屋対策として効果を上げつつあるというのが、一つの動きでございます。

もう一つは、こういう組織を基盤として、総会屋に対して賛助金を打ち切る、あるいはカットするという作業を進めてもらうように強力に働きかけをいたしております。これも、五十五年末現在で賛助金打ち切りの対象となりました総会屋が四百六十三人、カットの対象となりました者が四百四十二人というように、これもやはり年数はふえておりますので、そういう意味では、企業側の総会屋に対する姿勢というものが徐々に本来の姿になりつつあるし、私も進めておる対策も効果を奏しつつあるというふうに考えております。

○寺田熊雄君 これは、警視庁管内特殊暴力防止対策連絡協議会というものがあろうですね。これの出した会報、五十五年九月十八日の号外というものを読んでみると、株式会社制度がある以上は総会屋はなくなるなどという、非常にがんこに総会屋の存在を評価しておる会社もあるようですね。それからまた、あなたの方の呼びかけに応じて手を切るように努力しておる、もうすでに手を切ったというふうなものもあるようですね。いまの「株式会社制度が存続する限り総会屋はなくなる」というのが百五十五社、四六・三〇%、そういうアンケートに対する回答を寄せた会社がアンケート調査に応じた会社の中では一番多数のようですね。

しかし、あなたのおっしゃるように、着々成果も上がっているようですが、あなたの方としてはどうですか、今度の商法改正によって事実上総会屋への金銭の供与——株主権の行使に際してという条件がありますね。この解釈が問題になるけれども、しかし、株主に対してやる分には、株主権の行使と推定するといふんだから、かなり範囲は狭めることができるけれども、今度の商法の改正で

そういう株主権の行使に際して金銭の供与を禁じたというこの規定、これは罰則もついている、これはあなたの方の目指す総会屋の撲滅作戦に強力な武器になり得ますか。どんなふうに考えていらっしゃるんですか。

○説明員(漆間英治君) 今回の商法等の改正案の中に、総会屋に関連して、私も直接的に影響があると思われる点は二つあるというふうに考えております。一つは、いまの御質問にございまして、四百九十七条が新設をされて、利益供与は禁止、罰則が加わるということ、これは大変総会屋締め出しに有力な根拠となるのではないかと一つ。

もう一つは、直接的にそれをねらってやられたわけじゃないとは思いますが、間接的な効果として例の単位株制度でございまして、これがやはり有効に働いているようでありまして、従前ですと、少数の株を株分けして、それをもとに株主総会に出席をしていろいろな諸活動をして株主総会を混乱に陥れるということがやれたわけでありまして、今回は単位株制度によりまして、最低でも五万円の金を払わなければならないということで、いままで賛助をいただいていた会社すべてに五万円を投資するということは、やはり大変な資力を要するわけでありまして、そういう意味からいって、間接的に総会屋が活動がやりにくくなっているというところでございまして、現実には彼らの間に出ている反響をとって見まして、その二つが今回の商法改正案に盛り込まれたことによりまして、従前のような総会屋活動はもう不可能である、やはりこの際新しい方向を見つけないとかならないというところで、現実には別の他の方向に転業した者もおりますし、その他の方法を模索中である者もあるようでございます。

現実には効を奏し始めておるといふ現実を見ましても、私は今回の商法の改正案というのは、総会屋対策上きわめて有効に機能するといふように考えております。

○寺田熊雄君 それで、あなたとしてはこの商法の規定を活用していく、それからあなたの方も鋭意取り締まりを進めていく、会社に対しては協力を求め、そして意識の変革を進めていく、そういういろんな方法をやっているわけ、総会屋の撲滅というのには可能だと思いますか。やはりこういう悪者というものを一掃することは困難だと思いませんか。どっちです。

○説明員(漆間英治君) 大変むずかしい御質問でございましてけれども、これは先ほど申し上げましたように、総会屋というものをどのようにとらえるかということによっても違うわけでありまして、先ほど申し上げましたような狭い意味のいわゆる株主権の行使に関連して財産上の利益を得るという形態の活動を行っている総会屋につきましては、今回の改正案というものは大変もろに有効に機能するといふように感じるところであります。が、私も先ほど申し上げましたように広い概念では、もう少し先ほど申し上げましたように広い概念であります。いわゆる悪者、会社ごころも含んでおりますので、そういうものにつきましても、直接的に今回の改正案というものは関連はしてまいらないわけでありまして、これはやはり商法の守備範囲と申し上げるよりも、むしろ刑法その他の問題でありまして、私どもはやはりそういう多角的に法令を適用してその種のものについても従前同様に取り締まりを強化して、今日の企業をむしろ健全な社会悪というものを剔抉して、正常な会社の機能というものを回復させたいというふうに考えているわけでありまして、御苦労さまでした。

いま警察の目から見た総会屋の実態というものをいろいろ御説明をいただいたわけですが、最後の結論の中で、つまり、株主権の行使に関連して株主総会ではいろいろと策動をしてそれを支配する、そういうものは努力によってなくせるといふんじやないだろうか。しかし、たとえば出版ごろというふう

な株主総会と一応離れた総会屋といいますが、そういうようなものは、これは警察の方としてちょっとくなくならないんじゃないかというふうなそういう結論のようですが、この商法は、しかしいわゆる株主総会の運営を支配するといつか、そこで大活躍する総会屋だけを対象にして、株主権の行使に關連しない出版ごろというか、私も実務をとっている監査役に聞いてみると、こういう雑誌を出します、広告費を欲しいと言わうから広告費をやると雑誌は全然出ない、そういう出版ごろみたいな者がおるわけでしょう。そういうものはとても撲滅できないという話だったように思います。これは商法のうち外と見ていらっしゃるのかどうか。これはどうです。

○政府委員(中島一郎君) 御質問にもございましたように、商法は私ども一つの組織法というふうな考えでございまして、ここでは株主総会というところが問題になりまして、その株主総会の形骸化というものをどうしてどう対処するか、適正な運用、運営という点についてどう対処するかという観点からとらえるものであります。株主権の行使に關する金品の供与というものを規制の対象にいたしておるわけでございます。

株主権の行使に關するということでありまして、必ずしも議決権の行使そのものではなくても、株主になる、あるいはならないことの対価として金品を受け取るというふうなことも規制の対象になるわけでありまして、先ほどから問題になっております会社ごろ、出版ごろというふうなものは、むしろどちらかというと、暴露記事をとたに金品を取るといふことでは恐喝といふようなことにもなりまして、あるいは出版をすると言いつながら金品を取って出版をしないといふことであれば詐欺といふことになるのかもわかりませんが、そういう一般犯罪として商法のうち外の問題であるというふうな考えでございまして、株

○寺田熊雄君 武蔵大学教授の西山さんという方がおられるんですね。この方の論説を読むと、株

主、金融機関、地域住民、学識経験者、国税庁などで検査役会をつくらせてその代表が取締役会の会長になる、そこで公認会計士を選任する、不正があれば社長も解任できるようにする。——社長解任というものは株主総会の権限になるからこれはおかしいかな、これは公認会計士を選任できるようにするといふ意味かもしれないですね。そういう一つの提案をしておられるようですが、これは民事局の方もこういう提案を聞いたことがありませんか。もしあるとすると、それについてはどういう意見を持っておられますか。

○政府委員(中島一郎君) 具体的なものの方の提案そのものは伺ったことがございせんけれども、株式会社といふものは株主のものであつて、株主総会を中心に通算していくものであるというふうな考え方に対して、だんだんと株主総会だけでは不十分、あるいは株主だけでは不十分、従業員はもちろんのこと、地域社会でありますとか、その他のいろいろな利害關係を有する層があるもので、そういうものをひくる一つの団体というものが会社の運営に關与すべきであるというふうな御意見はあり得るというふうな考えのわけでありまして、私も、私もやはり株主総会を中心にして会社の運営を考へていく、そしてそこに何らかのその他のものの關与を認めるとしても、それはあくまで必要欠くべからざる場合に例外的に認められるべきものであらうというふうな考えでございまして。

○寺田熊雄君 いまのは私も新聞記事で見たんです。ことしの一月二十六日の朝日新聞に、たしか「内視鏡」というのがあつたでしょう、ああいうコラムで、そのコラムに、いまの西山さんという方が述べておられるんですよ。その最後の方に、あつた、ちょっと参考にしてください。

何にしても、総会屋が議事を取り仕切るという実態をなくさないこと、個人株主が出ていって発言するといふようなことは、とても不可能なように思います。ですから、あなたの方としては、こういう規定を設けたりいろいろ努力をして総会屋が

議事を取り仕切る、そして善良な株主がそこへ出る自由を発言するといふそういうチャンスを得られないようにしたい、そういう一連の理想から、ずっと商法の規定の整備を図っているという点は間違いないんでしょうね。

○政府委員(中島一郎君) おっしゃるとおりでございます。

○寺田熊雄君 次に、今度、株主総会の権限から定期的な計算書類の承認というものは除いてしましたね。そうすると、役員を選任と利益処分についてだけが総会の決議事項、それから実際問題として営業の譲渡であるとか、重要な財産の処分であるとか、いろいろな重要事項はあつても、普通ではその二つが大体株主総会の議題になつてきます。ところが、その中から定期的な計算書類を除いてしまつた。これは、ちょっとやっばり批判を受けざるを得ないんじゃないかと思つて、どういふふうな考へていらつしやるか。何か説明書を見ると、そういう技術的な計算書類は一般の株主にはなかなか理解しがたいからというふうなことがあつて書いてあるけれども、ただそれだけで株主総会の権限を取つちゃうといふのは、権限を取つたわけではないけれども、かける必要をなくしたといふのは、ちょっとまずいんじゃないかと思つて、これはどうでしょう。

○政府委員(中島一郎君) ただいまの御質問は、いわゆる大規模会社、監査対象会社につきましては、今回、貸借対照表と損益計算書を株主総会の承認事項から外したといふことの御指摘であらうかというふうに思つては、確かに、御質問の中にもちよつとございましたように、貸借対照表にいたしましても、あるいは損益計算書にいたしましても、いずれも数項目、いやむしろ十数項目にわたる項目についての大きな数字あるいは言ひ方によつては細かい数字といふふうな言ひ方ができるかも知れませんが、それが掲げてあるわけでありまして、しかも、その数字が出てきたのはどういふ根拠に基づいて、どういふ方式をとつて、基礎になる数字はどういふことであるか

といふことになつてまいりますと、これはいわゆる資本の額が五億以上である、株主も数千人であるといふような会社にとりましては、株主総会の決議事項としてふさわしくないのじゃないか。株主総会の議論の対象にするといふことは必ずしも適切でないといふふうに考へるわけでありまして、こういう大会社につきましては監査役もおれば、あるいは会計監査人もおるわけでありまして、しかも、今回の改正によりまして、従来取締役会が選任をいたしておりました会計監査人は株主総会が選任をするといふことになるわけでありまして、会計監査人が株主総会の代理人としての役割りを果たすといふような面もあるわけでありまして。

でありますから、株主総会がみずからそういう計算書類を審議しないでも、株主総会が選任をいたしました監査役が、会社の業務の実態に詳しいわけでありまして、これが監査をする。それから、会計の専門家である会計監査人、これも株主総会が選任をいたしておりますので、株主総会の代理人、比喩的に申せば代理人としてこういふ計算書類を審査をする。そして、監査役なり会計監査人なり、いずれもがそういった計算書類が適法であるという意見を付しました場合には、これは株主総会の承認事項にすることはしないといふこととで、むしろ実態に合ふのではないかといふのが今回の改正の趣旨でありまして、要するに事務の合理的な配分といふことが言えようかと考へます。

○寺田熊雄君 そこで、この場面ではあなたの方の言つたてまえ論が後退しちやつて、現実の実務上の便宜といふんですか、そういうものを優先したんですかね。だから、先ほどの監査役の仕事などについてたてまえ論優先の立場とこの場合には全く逆になつちやつて、現実の事務の便宜論が優先しちやつたんですね。だけれども、なるほどそれは、貸借対照表なり損益計算書といふのは、われわれ見ても会計学的にいろいろな技術的なものがあるから完全にはわからないけれども、しかし、説

んでわれわれの評價を下したりなんかして一応の意味を持つわけですね。それは、なるほど株主総会が選任した公認会計士が監査人となって監査をして承認を与えている、監査役も承認したと、だから大丈夫じゃないかというのわかるけれども、しかし、やっぱり重要な会社の財務状態を象徴しておるそういう書類は、内容はやっぱり株主総会にかけて承認をとるという慎重さが望ましいんじゃないだろうか。

もちろん、株主総会オールマイティーだから、かけようと思つたらかけられるわけですね。それは構わない。しかし、かけなくてもいいという規定を置いてしまったら、特例会社の場合はみんなかけませんよ、それは。そうすると、一般の株主にとっては、会社の経理状況を知らうと思つてそれは唯一の機会であるそういうもの、もちろん新聞紙にはときどき出るけれども、その書類を受け取るという機会を失つてしまふわけで、これはやっぱり私はたまえを重んじて、株主総会の承認を経るといふいままでの規定をそのまま置いた方がよかつたと思ひますよ。余り経済界の実情というものに流されちゃつて、大丈夫ですよといふことで、株主総会の承認義務というものを外したのにはまずかつた、私はそう思ひますがね。

私、これは実は何となく頭にひつかかつていたんです。しかし、いままであなたの方の説明を伺つて、ああ、そういうものかなと思つた。そこで、われわれの友人の大企業の監査役に聞いてみたんです。大企業の監査役も、やっぱりこれはあつた方がいいと言ふんですね、実務家が。だから、あなたの方の方は、少しこれは現実に押し過ぎたと思ふんだけれども、これは再検討の余地はないだろうか。いかがです。

○政府委員(中島一郎君) たまえ論を私も重要に考へておられますけれども、事柄によりましては現実も見なければならぬといふふうに考へておるわけでありまして、現状の姿といたしましては、結局、株主総会におけるこれらの計算書類の審議というものはもう形式に流れまして、結局、

株主総会で承認をされたということが取締役会あるいは代表取締役にとつての一つの隠れみののようになつておるのじゃないかといふふうに考へるわけでありまして。

ただいま、ある監査役の方が、こういう制度はあつた方がよかつたといふふうにおつしやつたわけでありまして、結局、株主総会の承認を得た。しかも、形式的な審議によつて株主総会の承認を得たということが一つの隠れみのになつて、そういった取締役、監査役にとつては、責任逃れになつておるのではないかと考へるわけ、むしろ監査役なり会計監査人なりの適法意見を条件にしてありますけれども、取締役会の決定事項であるといふふうにした方が、取締役なり監査役なりの責任を強化するゆゑではないかといふふうに考へるわけでありまして、一つのあらわれは、現行法に二百八十四条という規定がございまして、「定時総会ニ於テ」この計算書類の承認がありまして、「二年内ニ別段ノ決議ナキトキハ会社ハ取締役又ハ監査役ニ對シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス」という規定があるわけでありまして、今回、この規定を削除したわけでありまして、取締役なり監査役なりの責任は、これによつて解除されないといふことになつたわけでありまして。

それともう一つ、株主総会の承認事項ではございませんでも、計算書類は株主に開示されるわけでありまして。しかも、監査役は監査報告書をついて株主に開示をされるわけでありまして、株主としては株主総会においてこれに対して質問をすることもできる。取締役なり監査役なりは、株主の質問に対して説明義務があるわけであり、それからこの計算書類の結果出てまいりました利益金その他の処分につきましては、これはまさに株主総会の決議事項でありまして、利益金処分案は株主総会において審議されるわけでありまして。その前提として、取締役は株主総会において計算書類についての報告をしなければならないといふような

いろんな手当てをしておるわけでありまして、これらの計算関係あるいは利益金の処分関係について、株主総会が全く関与しなくなつたといふわけのものではないわけでありまして、むしろ形式的な部分を取り除いて実質的な面に着眼をして、そして実質的な面についての審議を尽くしてもらいたい、株主総会らしい審議を尽くしてもらいたい、というのが改正法のねらいでございまして。

○寺田熊雄君 あなたの方の説明を承ると、それなりのやっぱり理由はあるようですね。株主総会の審議というものがもとと非常におざなりな形式的なものだから、それを前提にして考へると、おざなりな形式的なものに余り執着して、それを外すのはどうかといふたまえ論を通すのも現実的でないという評価がなされるかもしれない。この点は私は一応疑問を提示して、それからあなたの方の説明をもう一遍そしやくしてみたいといふことにします。

それから、今度は書面投票制度という制度を新しく導入しましたね。これは証券取引法に基づく委任状との関係について、委任状が株主総会の通知と一緒に入ってきますね。その委任状の方法をとつた場合には、この書面投票制度というものは後退して、委任状にその席を譲つてしまふと、こゝういうたまえでしよう。そうじゃないですか。

○説明員(元木伸君) おつしやるとおりでございまして。

○寺田熊雄君 これは、せっかく書面投票制度という株主の会社の業務に参加する唯一の細い道をあなたの方がつくられたわけだから、それはいまの委任状の制度よりも参加の直截的な意味を持つから、委任状の方法よりもこつちの方が望ましいのじゃないですか。だから、株主にどちらをとるかという選択権を与えるとか、あるいは両方が並行する場合に、書面投票制度を優先させるといふ方にした方が望ましいんじゃないかと、この辺どうです。

○説明員(元木伸君) 確かに先生が御指摘のように、いわゆる委任状勧誘制度よりは書面投票制度

の方が直截的であるといふことは言えると思ひます。

ただ問題は、御承知のように、この委任状勧誘規則でございませうけれども、これは昭和二十三年から施行されているわけでありまして、各会社では委任状勧誘制度というものに非常になれ親しんでいるといふことがございまして。従来からやつてきている方法、これは御承知のように、いま株主総会の招集通知等々はみんなコンピュータでやつておるわけでありまして、そういう点から見まして、今回書面投票制度というものを新しく設けたということになりまして、直ちに委任状勧誘制度にかえてしまふといふことは、やはり事務手続上、相当のいろいろな困難があるのではないかと。順次やはりこれに切りかえていくようにした方がよろしいのじゃないかといふことで、混乱を避けるためにこの制度をとつたといふことが、こゝういう二つの制度を並行させたといふことの一つ。

もう一つは、実はこれは私どもの所管ではないのでございませうけれども、この証券取引法に基づきます委任状勧誘制度につきましても、現在見直しが考慮されているといふことを聞いています。でございます。さらによりよい制度にかえていきたいといふような考慮も払われているようでございます。したがって、こゝで直ちに委任状勧誘制度はだめだといふことで廃止するといふことではなくて、やはりこの制度についても将来見守つていきたい。そうして将来、実際に実務でどのようになつていくかといふことを見た上で、この両者の併存、あるいはどちらか一つを残すといふことを考へていった方がよろしいのではないかと。こゝで、今回の改正におきましては、とりあえず併存をするといふことにはいたしましたわけでございます。

○寺田熊雄君 よくわかりましたが、ただ一つ、いまの委任状制度というものを認めた場合に、確かにわれわれも一つ二つ千株ぐらい持っているやつを、来ると、もうめんどろくさいからほつて

おきますね。だけれど、不正を働いた、また、チソミたいな会社のやり方が非常に極悪非道であるという場合には、けしからぬと、会社の貸借対照表を認めないというように意見を言いついて、この議題は反対だと、こう言いついて出す場合、それは書面による投票制度とみなしちゃうというように擬制というか、フィクションみたいな制度を置くわけにはいかないでしょうか。

○説明員(元木伸君) これは御承知のように、書面投票の結果はそのまま議決権になるということでごさいますし、委任状の場合は、さらに代理人が選任されて、それが議決権を行使するというところでごさいます。結果として、いすれにしましても、その株主がどのような意思を表示したかという点が明確にならないといけないわけでごさいますので、いわゆる法律関係の明確化という点から、やはり委任状制度と書面投票制度というものは画然と区別されたものでない、法律関係は混乱するのではないかと思います。

ただいま先生御指摘のような問題でごさいますけれども、もちろん書面投票用紙の記載方法につきましても、これは法務省令で定められるわけでごさいますけれども、その点が明確にされるように考慮がされることと思っておりますけれども、同時に、現在の委任状勧誘規則におきましても、これは規則の三条でごさいますけれども、「勧誘者が被勧誘者に対して提供する委任状の用紙は、株主総会の目的たる事項の各項目について被勧誘者が賛否を明記することができるようなもの、なければならぬ」という規定がございまして、この点からも、この被勧誘者と申しますか、委任状を作成した株主の意思は明確に表示されるようにという配慮はされているわけでごさいます。

○寺田熊雄君 これは、今度はぜひ大蔵省の証券局の担当官にまでもらっていろいろと質問をしたいと思っております。しはしはアメリカの証券取引委員会ですね、あのSECのような機関を日本に設けてはどうかという立論論がありますね。いまは行革がにじきの御旗になっているか

ら、新しい制度をつくれなんて言っても現実的ではないかもしれないけれども、しかし、日本の証券局ではとても株式会社の不適正な経理などというものを是正はできない、どうしても証券取引委員会のようなものをつくって目を光らせなきゃだめだという立論論がありますね。これに対しては、法務省としてはどんなふう考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(中島一郎君) 私どもも折に触れてアメリカのSECという機関についてのお話を聞くわけでありまして、アメリカにおいてはそれなりの実効はおさめておる、働きをしておるというふうに関わっておりますけれども、これまた、国情的の違いもあり、あるいは制度の沿革の違いもございまして、これをわが国に持ってきて直ちに期待するような機能を発揮するかどうかという点については大いに疑いがあるところでありまして、むしろマイナスの面もあるんじゃないかというところを考慮するわけでありま。私どもとしては、現在のところ、自主的監視機能の充実強化というところでやっております。四十九年に第一段の法改正がございまして、会計監査人による監査制度というふうなものも新設されたわけでありま。

今回、一歩を進めましたその自主的監視機能の強化というものを、さらに二歩、三歩と前進させたいというふうな考えをしておるわけでありまして、この方向でさらに努力をしてみたい。そして、その実績によって、公的な監視機能というものがどうしても必要なかどうかというところは、これは将来の検討課題に残したいというのが、現在の私どもの考え方です。

○寺田熊雄君 なお、株式の保有の問題についてお尋ねしたいと思っておりますが、日本では個人株主は数では決して少ないことではないようですね。しかし、その持ち株数から言うときわめて低いといえますか、アメリカのたとえば半分近いんじゃないんですか。いま大体三〇%ぐらいが目標になっておるようで、東京証券取引所の場合は、上場会社の

持ち株比率は三分の一を割らないように、それを上場維持の基準としておるということのようですね。この個人株主が非常に少ないということは、会社が会社の株式を保有する——いま私どもも知っている会社というものは、ほとんど他の株式会社が出資してつくった株式会社、銀行が出資しておる、生命保険が出資しておる、それから関係の関連する会社が出資する、これでもってほとんど占めてしまつて、一般の大衆が株式を保有する、所有するということはきわめて少ないようですね。この現実に対しては、法務省としては別段意見がないんですか。

○政府委員(中島一郎君) 株主の法人化と申しましようか、法人株主の増加、個人株主の減少というところは現実の姿としてはあるわけでありま。が、私どもとしては、やはり株主というものは本来は個人であるということが望ましい。法人が法人の株を持つて、しかもそれが例外なしにそういう形になるということは、これは望ましくない姿であるというふうな考えをしております。

○寺田熊雄君 これは学者の意見をそのまま御紹介すると、いまやメカニズムがメカニズムを支配しておる、何かわかつたようなわからないような表現でこれを説明しておるようであります。結局、株式の所有というものが無意味になったという学者と、いや、その会社が株式を保有しておるおるんだというのと、その説も二つに分かれておるようですね。これは、いま望ましくないという御意見のようですね。確かに日本の一般大衆が株式を買いというのは、非常に何か投機機のように後ろめたさを感じて、郵便局に貯金しちゃう、あるいは銀行の定期にするというふうな方に足が向くものだから、よくアメリカの映画でわれわれが見るように、大抵の人間が株式を持って、それでも将来の生計の足しにするというふうな考えは余りありませんね。

しかし、いま局長もおっしゃったように、望ましいことじゃない。これをどうしたらいいのか。

東京証券取引所が三〇%のラインというものを守ろうと思つて必死になつておる。それだけでいいの。商法のいわゆる規定するから外にそれはあるのか。やはり商法が望ましくないというならば、そこへ一歩足を進めて、何とか個人株主がふえるように、一般大衆が株式という形の投資をするように進める方策をとるのか、そういう何かあなの方の抱負みたいなものはないんですか。いまのところはもう五里霧中というのか、まだいまだ固まらないというのか、その辺どうですか。

○政府委員(中島一郎君) 事柄は、やはりまず証券行政の問題であらうと思つたので、第一次的には、私どもの方ではなくて、所管の官庁が別にあるというふうな考えのわけでありま。けれども、私どもも商法という法律を担当する部局としてそれなりの関心を持っておるという事柄であります。いろいろと法人株主の増加の問題、さらには、それが特殊な法人相互間における株式の相互保有の問題という実態が進んでおるわけでありま。それから、これに対して何らかの手当てと申しましようか、そういうものが商法で可能であらうかというふうなことは考えておりますけれども、必ずしも適切、的確な解消策というふうなものも見当たらない。相互保有という形をとらえて、それに対する規制をすというふうなことでもあらうかというふうな考えをしておりますけれども、引き続き法制審議会におきましては、株式会社についての基本問題であります企業結合、結合企業という問題を審議することにならうと思つたので、その際にいろいろと検討をしていただく、われわれもまた検討したいと、こういうふうな考えをしております。

○寺田熊雄君 何か実際の実務家に聞いてみまうと、日本では会社の乗っ取りが多いのでそれを防ぐためには安定株主が必要なんだ、だから自分の関連会社にやっぱ株を相当持ってもらわうの、一番安心できるのだというふうなことを言いますね。それからまた、昭和四十年に資本自由化が実現したときに外資が入つてきて、外資で乗っ取り

れちゃ困るという、そこでこれまた安定株主をつくっておくということから、関連の会社に株を持ってもらうとか、取引のメインバンクに持つてもらおうとか、そういうような考慮が働いたという人もあるようですね。だから、これはいろんな点を考えて、あなたの方にまた知恵をしばっていただかなきゃいけないと思うんです。

それを要望して、きょうは体も余りよくないの、質問を終わります。

○委員長(鈴木一弘君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時八分開会

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤忠孝君 きょうは、藤原委員の御好意で順序を上へ上げていただいて質問させていただきすので、よろしく願います。

最初に、証券市場の問題であります。

この証券市場の現状というのは、これはどうい

う考えの人、それは資本主義を守ろう、あるいはこれに反対する、そういう考えの人の立場を乗り越えて、やっぱり現状に対してはまゆをひ

そめるものがあると思うんです。そのことを最も

はつきり示したのが今回の誠備事件であると、こ

う思います。ですから、新聞でも大変批判的な記事が続いておりまして、逃げ出す大衆、まるでばくち場と、握りの大口客が動かししているとか、あるいは投機筋が力を握っておって一般客は手を出せない、そういう密室の中で行われている等、大変批判的な論調が続いております。

その点に関して、これはことし三月十七日の朝

日新聞、日本証券経済研究所顧問の熊取谷さんがこの問題に触れて、こういう指摘をしています。「誠備問題」をきっかけに株式市場のあり方が問

い直されている。今まで出ている論点を整理してみると、次の三つに帰するだろう。①目に余る投機化②個人株主の比率が極端に減少し、大衆を疎外した法人投資家本位の市場になっている③大手証券会社が市場を独占的に支配している。」とい

うことで、各論点触れておるわけです。

そこで、大蔵省証券局にお伺いしますが、大蔵省としてもこの点について認識は変わっていないかどうか。まず、どうでしょうか。

○説明員(宮本英利君) ただいまの御質問でございますが、私、企業財務課を担当いたしておりますので、いわゆる企業内容開示制度の方の担当者でございまして、そのお尋ねの件について直接的に

確にお答えできるかどうか疑問でございますが、やはり御指摘のような証券の流通市場を健全なものにするというふうなためから、証券局におきましても証券会社に対する通達を先般も出したばかりでございますが、その市場の健全化という観点からの指導を、こういう事件をきっかけにして行っておるというところでございます。

○近藤忠孝君 この問題については午前中の寺田委員の質問に対して、法務省の方では証券行政の問題であるという答弁だったんです。しかし、私は、これは決して株の取引の問題が法務省に関係

ないということであってはならないし、またそういう趣旨ではないと、こう思うんです。

そこでお伺いしますが、いまこういうマスコミでも指摘されている各論点について、法務省としてはどうお考えか。

○政府委員(中島一郎君) 個人株主の減少ということにつきましては数字が示しておるわけでございますが、昭和二十五、六年から三十年ごろにか

けて約六〇%以上、七〇%近くあった個人株主が、現在では三〇%台になっておるといふ数字が示しておるわけでありまして、否定しようにも否

定することのできない現象であらうと思うわけ

で、誠備問題で顕著にあらわれたところでありま

すけれども、現在の株式市場が非常に投機化して

おる面があるということも、これもただいまの御指摘のとおりでありまして、大手証券の独占の

問題につきましても、これは私も実態はよくわかりません。直接の担当者でございせんから実態はよくわかりませんが、いろいろと耳に入ってくる話あるいは新聞、雑誌の記事等によりますれば、そういった傾向が見られるということ

であります。

商法を担当いたします私どもといたしまして

も、直接の問題の關係者ではないといたしまし

ても、関心を持つと申しましょうか、若干その

点の傾向について危惧を持っておると申ししま

しょうか、そういうような心境でございまして、商

法の上で何かこれに対して手当てをする、規制を

するといふようなことができるかどうかといふよう

な問題は絶えず考えておるわけでございましてけ

れども、必ずしも的確な手段、方法が見当たらない

というふうな実情でございまして。しかしながら、

少しでもこの健全化に近づくようにあらゆる問題

について機会あるごとにその方策を検討してお

ります。また、将来検討してまいりたい、こ

ういふふうに考えております。

○近藤忠孝君 この問題は、どうもイタチごっ

このようなんです。なぜ投機化するかと、個人株主が少なくなり売買の対象物件が少

ないから、要するに、わずかの金を動かすことによ

って個人株主が少なくなる、よけいにそういう方

向を進めていくという、こういう現状です。

〔委員長退席、理事藤原房雄君着席〕

前回からもこの問題についてお伺いしてい

ます。どうもそれに対する、この流れを食い止

める方策はどうもないようですね。経済の流れに

対して法はむしろ後追いであって、こういう方向

を食いとめるということはどうも出てない。しか

し、私、それではやはりいかにぬだらうと思

うんです。

そこで、これは単に私は技術的な問題であ

おるんです。

その一つ一つについて伺いますが、株式分割ということが指摘されていることは、前回私が指摘をした単位株式の問題とはこれはむしろ逆行する、逆の方向じゃないか。むしろ私が指摘したように、個人株主を逃す方向に今回の改正というのが手を加すことになるんじゃないかという感じが、私は証券業界内部からも指摘されているんじゃないかと思いますが、その点はどうか。

○政府委員(中島一郎君) 単位株式制度につきましては、前回も申し上げたかと思いますが、個人株主の減少と申しましょうか、株式に対する投資魅力の減少という点に、私どもは直接の関係はないというふうに考えておるわけでございます。

ただいま御指摘ございました幾つかの点でございますが、まず配当政策の点につきまして、これは私は証券行政のまず一次には問題であらうと思っております。従来とかく経営者の間には額面株式を時価で発行いたしました、そしてその時価と額面との差額を資本準備金として積み立てる、額面金額のみを資本に組み入れる。そして、資本に対して一割配当であるとか、あるいは二割配当であるとかというように、今回の改正におきましては、時価とそれから額面金額との非常に開きの多い時価発行が頻繁に行われておるといふことに着眼をいたしまして、発行価格の二分の一を超えない金額のみを資本に組み入れないことができないというような改正をいたしました。従来、資本中心に配当率を考えるという考え方について一つの警告とも言うべきものを考えたいわけでございます。

それから、商法の関係で申しますと、ただいまのディスクロージャーというようなことが問題になるわけでありまして、ディスクロージャーの強化につきましても、それ相当の手当てをしたという次第でございます。

○近藤忠孝君 一つ一つ聞いていきますが、まず配当の問題です。いま配当率はどれくらいになっているのか聞いていますか。

○説明員(稲葉威雄君) 配当率とおっしゃる趣旨が私どもわからないわけでございますが、利回り、つまり時価に対する配当率という意味でございます。大体一割ないし二割と非常に低率になっているように聞いております。

○近藤忠孝君 この点について、これは大蔵省証券局年報五十五年版によりますと、各期の利益の中に占める配当金の割合が大体少ないですね。少ないときには、これは昭和四十八年ですが二六・四%、普通大体三〇%台。逆に社内留保が多くなつて、これは大体五〇%、六〇%というようになっております。

それから、いま言われた時価に対する前の、額面に対する配当率でも大体だんだん減つていまして、昭和四十四年に一一・七%であったものが、五十三年には八・九%、年々これは減つていっているわけですね。だから、もう株主が魅力を失う傾向にまされてくる。また、それを放置してきた、そういう国全体の政策の問題が一つあるわけです。そして、稲葉さん先ほど言われた時価に対する配当率は、一時二%のときがありましたけれども、大体一・三%から一・五%ということでも、もういわず投資をしてその配当で食つていくものというものは考へる対象でなくなつていくというものが、一つあると思ふんですね。

それと同時に、もう一つ配当の中心を企業別にしてみると問題があると思ふんですが、大体配当の基準なんというのはいないのじゃないかと思ふんですが、その辺はどうつかんでおりますか。

○説明員(稲葉威雄君) 配当の基準という趣旨が必ずしも私、理解が正確であるかどうかわかりませんが、先ほど局長がお答え申し上げましたように、日本の企業は安定配当という考え方が非常に強うございまして、額面株式を発行している場合には、額面に対して一割なり一割五分というようなものを安定配当にするという考え方があるように

でございます。これは利益が多くなる、あるいは時価が高くなるということにかかわらず、そういうことにしようということになりますと、まあ相対的に利回りは低くなる、こういう傾向になるわけでございます。あるいは配当性向が低くなる、こういうことになるわけでございます。

もう一つの基準というのは、利益の何%を配当に回すかという考え方でございます。これは、いわゆる配当性向と言われるものでございまして、外国ではこういう考え方が非常に強いと言われておりますし、日本でもだんだんそういう考え方を取り入れる企業が多くなつた。たとえばパイオニアというような会社は、一株について三十何円の配当をしているというようにございまして、そういう利益の相当部分を株主に対して配分する、そういう基準でやっている会社もあるようにございまして。

○近藤忠孝君 私の政治的立場から言いますと、株主に対する配当をもっともつとふやせ、時価を基準に考へるというのはいはれおかしういふように見えるかもしれませんが、しかし、いま現にこれは資本主義社会ですね。そこでやっぱり大衆株主がおる、営々として働いたお金で株を買つた、その人の財産はやっぱり保証しなければいかぬ。そういう面から申しますと、そういう配当の問題について、もひとつ国の指導ということが必要ではないか。大体国に配当政策なんというものはあるんだらうか、それに対する考え方ですね。その点はどうか。

○政府委員(中島一郎君) これは商法の立場から純粋に申しますと、結局、利益のうち幾らを配当し幾らを配当しないかで社内留保するかというところは、株主総会が決定することであるというふうには申し上げざるを得ないわけでありまして、株主に申しあげればそれに従うべきではないということになるかと思ひます。決定するのは株主総会、多数の株主でありますから、その株主が配当は少なくてもよろしい、社内留保を多くすべきだという考え方であるならば、それも一つの選択であらう

うというふうに考へるわけでございます。株主に対する利益の配分というのは、何も配当だけに限つたわけではございせんので、社内留保を厚くすれば結局株価が上がるというように、あるわけでありまして、配当とプラス株価の値上がり、すなわちキャピタルゲインということプラスして判断すれば、どちらが株主に対して有利になるか、不利になるかというところは、結局、先の見通しとの関係であるというふうになるわけでありまして、その見通し、判断というものも株主総会に任せるといふことになるかと思ひます。

○近藤忠孝君 いまの局長の答弁は、個人株主が圧倒的に多い場合、昔のように七〇%台の場合にはその理屈でいいと思ふんですね。ところが、もう何度も指摘されているとおり、法人株主が逆に多くなる、数も逆転している、そういう状況ですと、結局は経営者の意向で決まってくる。大体、安定株主操作なんというのはいわば経営者がお互いに株を持ち合つていっている中でできてきたことですね。局長のいま言つたことは現状に合わないんじゃないか。理屈ではまさにそのとおりです。現状は、そういうことを幾ら個々の株主がそう思つても、時価によつてやっぱり配当をしてほしいと思つておつても、またそういう要求が強くても、しかしまた、そういう要求が認められないからこ

そみんな逃げてしまふんですけれども、現状は、そういうことはもうむしろ経営者の支配という現状から、まず実現不可能ではないかと、私はそういう疑いを持つんですが、どうですか。

○政府委員(中島一郎君) ただいま申しました株主の選択というのには、必ずしも法人株主、個人株主を問わず、両者に妥当する考え方であらうというふうに考へるわけでありまして、配当で取るか、あるいは株のキャピタルゲインで取るかというふうなことは、これは税制とも関連をしてまい

ります。あるいはどの程度の期間、株を持つかという立場にも影響される問題でありますけれども、個人株主必ずしも配当を望み、法人株主必ずしも社内留保による値上がりを見込むというわけでもない。株主は株主として、共通の利害関係を持つておるといふふうに考えるわけでござい

ます。○近藤忠孝君 私には主に個人株主を中心に考えて、そういう点から論議を進めたいと思つて、そういう面から見ますと、値上りの問題、確かにあるんですね。しかし、大体値上りがりによって得をした株主なんて大衆株主の中におるんだらうか。ある時期はもうかつたかもしれせん。しかし、戦後ずっと見まして、それは全体的にみれば、戦後導入された大衆株主というのは株の値上がり問題で得をしたのか損をしたのか、その点はどう理解してありますか。

○政府委員(中島一郎君) どうも私どもの余り得意でない分野でございまして、つい先日新聞を見ておりましたら、これは証券界の広告でございまして、五年度で七年ですか前から上場会社の全株を一定の割合ずつ持つておいた場合には、五倍でありましたか七倍でありましたか、かなり大きな数字を挙げて、それだけ倍に時価がなつておるといふようなことが載つておりましたから、全体としてはやはり値上りによる利益というものは株主を潤しておるのじゃないかというふうに、私もは漠然と考えております。

○近藤忠孝君 漠然というところで、実際私は、それは全体でそう上がつてゐるからもうかつておるはずだという計算はできるかもしれぬけれども、先ほど新聞記事にもあつたとおり、そういう値段が上がつていく中であつたのはごく一握りの人、圧倒的多数の大衆はやっぱり損をしてしまつて、それでこれはとても退職金を投資するようなものじゃないというので全部引き揚げてしまつた。それが私は戦後の歴史であつたのではないかと

と、こう思うんですが、そういう認識はあります

か。○説明員(稲葉威雄君) いま局長がお答え申し上げましたように、値上りを、つまり日本経済の発展を見越してずっと株を握つていた株主は確かにこれはもうかつたわけではございまして、そして個人株主の比率がだんだん低下してきたということも歴史的事実でございまして、その過程で個人株主が株を手離していったというのは、それぞれそのあたりが株の天井だといふふうに考えて手離していったのではないかと。その背後には、インカムゲインと申しますか、このまま持つていてもむしろ利子と配当とを比べてみれば利子の方が高いという現状があつて、そのまま持つていてキャピタルゲインが果たしてどのくらい得られるかといふ見通しがつかなかつたためにだんだん手離していったといふ、こういう現状があるのではないかと。これは私どもの専門分野ではございせんので、これ以上正確なお答えはちょっとできないわけではござい

ます。○近藤忠孝君 あなたの方も専門でもないです。——じゃ、それはいいです。だから、問題点の指摘だけ私はいたいと思つて、確かに一定期間を単純に見れば稲葉さん言つたとおりなんです。それは問題は御さないんです。そこで、これは証券界の専門家でも、大手証券会社が市場を独占的に支配しているといふことで、結局はもうからなかつたんです。私は周りに聞いても、株でもうかつたといふ話は聞きません。結局は損をしてゐるんですね。ですから、そこに一つの大きな問題があつた。

だから、いま考えてみれば、戦後の証券民主化といふのは、結局はたくさんの人々の金を集めるための手段にすぎなかつたのではないかと。そのことを多くの国民が見抜いてきたからこそ、もうそんなところには投資しないと。だから、幾ら私は小手先のことをやりますが、なかなかこれはうまくいかぬのじゃないか。だから、全然対策をし

てもむだだとは申しませんが、それがやっぱり基本にあるのじゃないか。そういう技術的なところから考え直す必要があるという、こういう指摘をしたいと思つてゐる。

それから、そういうことに対応して、ある時期には大衆からたくさん金を集めて資本にしたのですが、その後、それよりはもっと効率のいい資金を集められるといふことが、やっぱり銀行その他からの借金ですね。そういう点は私は歴然と数字上出ているのじゃないかと、こう思つてゐる。この点で、これはおわかりになるかどうかですが、借入金とそれから自己資本の割合、もっと端的に申しますと、全体の資金の中における自己資本の比率、これはおわかりになりますか。

○説明員(宮本英利君) これは証券局の資本市場課というところで法人企業統計というものをを出しておるのでもありますが、この法人企業統計によつておるのでもありますが、昭和五十四年の年間に調査いたしました企業を対象に先生のお尋ねの数値を出してみますと、総資本に対して企業自己資本の割合は一四・三といふふうな数値になつておるわけではござい

ます。○近藤忠孝君 これは大蔵省証券局からもう少し長い期間の資料をもらつたのでこれを紹介しますと、自己資本比率は昭和二十五年には二六・九%、昭和三十年には二九%とふえましたけれども、その後は年々減りまして昭和三十五年には二〇%になつて、後はずっと一〇%台、そして五十四年に一四・三%、これも法的にいうと自己資本比率が減つてゐるんですね。それに対して借入金対資本金比率、これを見てみますと、昭和二十五年に二五・六%、五%だったものが、要するに資本金に比べて借入金の割合が二五・六%だったものが、これは逆にどんどんふえて、五十四年には三七・三%といふことなんです。

そこで、これは法務省の認識をお聞きしたいんですが、もう株式市場があつた状況ですから、そこから資金を調達するよりは、むしろ借入金の方が費用が安く済むし、めんどくさくないし、

その方がいいんじゃないか、こういう傾向が出てゐるのとは違ふかと、こういう私は心配をするのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 近藤さんがどういふ意図で聞いておられるのかよくわからないので、けれども、私はそんなにいまの株式事情、悪い見方ばかりする必要はないじゃないだらうか。もちろん、誠儲グループのような行儀の悪いやり方につきましては、取引所の方でもっと指導力を発揮してもらいたいものだ、こう念願をするわけでありまして、市場でも指導をするいろんな方便を持つておるわけではございまして、私はもっとやつてもらいたかつたなという感じはいたします。

しかし、いま私は株式が個人で買われているのは、配当を取るといふよりも、値上りを私は期待して買つておる面が非常に多いのじゃないだらうかと、こう思つておるわけではござい

ます。それだけ日本の経済の先行きに対して私は期待を持つてゐるからじゃないだらうかと、こう思つておるわけではございまして、また、外国の資金が日本の株式市場に流れ込んでゐるのも私はさういふところにあるのじゃないかと、こう思つておるわけではござい

たとえば、大蔵省の証券局は、証券会社の配当につきましていろいろの指導をしているようにあります。また、銀行局は、銀行の配当についていろいろの指導もしておられるわけがございます。これは、やはりそれぞれの企業の性格によりまして国がくちばしを入れていいものもあるし、また、入れるべきでないものもあるかと、こう考えているわけでございます。

同時にまた、借入資本が多くなって自己資本が少くない、税制とも非常に関連するだろうと思えますし、また、景気の先行きとも非常に関連すると思っております。先行きが、どんどん設備拡張していきけるようでありますならば、ある程度期限も伴うものでございますから、借入資本金もどんどんふやしていく、また、そういう企業なら金もどんどん貸していくだろうと、こう思うわけでございます。日本の自己資本比率が非常に低い、私のもっと安定した運営ができるようにするためには、自己資本比率をふやしていくかなきゃならぬと思っております。発展の過程においては私はそういう行き方もあり得るのじゃないだろうか、こう思うわけでございます。

根本的には、私もこの間ちょっとお答えを申し上げたわけでございますけれども、資本市場が拡大した割には株式数が絶対的に不足しているのだ、それが個人株主の減ってきている一番の原因だと、こう言われているわけでございます。しかし、やはり個人株主をふやしていく方向をとっていきたい。とっていただくためには、私はいろいろな政策があると思うのです。

たとえば、個人所得税について二重課税を排除するためには、配当控除の率をもっと上げていただかないと、こういうことであるかもしれない。むしろ若干下げてきているようでございます。あるいはまた、自己資本比率をふやしていくためには配当課税、法人税において軽減措置をとっていただかないと、こういうこともあるわけでございます。これについてもいろいろ

な変遷があるわけございまして、やはり総合的に考えていかなきゃならぬわけでありすけれども、やはり私は株式市場というものが企業の資本を確保するそれなりに機能を果たしてきている、また、機能を果たしてきているからこそ、株価がなお上昇してきているのじゃないかと思うのです。

株がどんどん下がっていくようでしたら、株式市場が資本を確保する市場にはなり得ないのじゃないだろうか、こう思うわけございまして、いろいろ悪い点、御指摘いただくのはいいのですけれども、私はどういう意味でおっしゃっているのかわかりかねた疑問に思いながら、先ほど来ずっと聞いておたわけございまして、たまりかねてこんなお答えをさせていただいたわけでございます。

○近藤忠孝君 結論は一番最後に申し上げるつもりですけれども……

いま大臣指摘されましたけれども、株の値上りによる利益というんですが、しかし結局、その利益を得るのはごく一握りの資本やごく一握りの人々というのを示したのが、今回の誠備事件なんです。ですから私は、今回の事件というものは、そういう意味じゃ、やっぱり株式市場に個人の金が入ってくることに對してずいぶん大きなマイナスになっただろうと、こう思っておるんです。そういう面では、もうマイナス要素がずいぶんたくさんあって、よけい個人保有の条件をなくしているんじゃないか、こういう指摘をしたかったわけなんです。

そういう点で、一番大きな要素である法人のお互いの持ち合いの問題ですね、私はこれがやっぱり一番本質につながってくるのだろうと思うんですが、その規制として今回、四分の一を超えん株式を保有する会社に対する議決権、これを規制したというところは、それはそれなりの私は前進である、こう思うんですが、この立法のねらいをひとつ答弁いただきたいと思うんです。

○説明員(元木伸君) まず、株式の相互保有に對

する基本的な考え方でございますけれども、株式の相互保有自体がすべて悪いというわけではないわけでございます。つまり、ある程度業務提携をするという場合には、互いに株を持ち合うという場合もあるわけでございます。ただ、これが度を過ぎた場合には議決権の歪曲化であるとか、あるいは資本の空洞化であるとか、そういう問題が生じてくるということになるわけでございます。

ところで、現在、じゃわが国におきまして、いわゆる株式の相互保有というものがどういう形で行われているかと申しますと、いわゆる何々財閥系と称せられる会社が互いに持ち合っているという実情があるわけでございますけれども、そのお互いの持ち合っている株式数というものは非常に少ないというところでございまして、したがって、それに参加している会社数は非常に多いわけ

でございますけれども、持ち株数としては現実には少ないわけでございます。そうなるとすると、たとえばその財閥系に属している会社すべてが一時に倒産してしまうというふうなことになるかと、これは資本空洞化の弊害が出てくるというところでございまして、おっしゃる通りでございます。事態は考えられないというところでございまして、いまのようなわずか一％、二％ずつ互いに多くの会社が持っているという相互保有状態が果たして悪いのかどうかという問題、まず第一点にございまして、

それから、よしんばそれが問題だということになったとしたとしても、法技術的に互いに一％、二％持っているものを制限するという方法が果たしてあるかどうかという問題でございます。そういう点から今回は、そういう問題については今後さらに企業結合等で考えていかなきゃいけないのではないかと、直接規定の対象にはしなかったわけでございます。

ただ、先ほど申しましたように、はなはだし相互保有というのは議決権の歪曲化あるいは資本の空洞化というふうな問題もございしますので、

ちょうどドイツがいま二五％をもって相互保有の限界といたしておりますけれども、そういう他国の例もございしますので、それにならないで、要するに商法としては相互保有というものを決して野放しにはしないのだ、問題のある相互保有についてはやはり好ましくないということを明らかにする、という立場から、二五％を超える相互保有につきましては議決権の行使ができないというふうにしたわけでございます。

○近藤忠孝君 この好ましくない相互保有の限界というのはいま出てこない、むしろかえって思っています。と同時に、これも私は資本の論理といえます。経済の流れというが、自然にほうっておくと好ましくない相互保有になってしまふ、そういうものだと思うんです。日本の場合には、私はその兆しもう相当はつきり出てきていると思うんです。

というのは、アメリカの法人所有と中身を見てみると違わなければならない。アメリカの場合の法人所有の内容は信託的な、別に個人がおいて、その人のための信託的な所有ということですから、実質的なバックがあるわけなんです。それに対して日本の場合には、そういう面よりも、むしろいま指摘されたような経営上の目的、そういう別の要素でこの相互持ち合いをやっているという傾向が大変強いと思うんです。

そこで、これも法務省の認識をお聞きしたいんですが、法人は何のために他の会社の株を所有するのか、これは幾つか類型あると思うんですけれども、つかんでおられる状況をお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(稲葉威雄君) もちろん、一番基本的な持つ条件というのは、投資のためというのがあるわけでございます。そのほかに業務提携と申しますか、取引を円滑に行うために取引先の株を持つというふうなこともございまして、それから系列化と申しますか、そういうものの一環として株式を持つという類型もあるわけございまして、その持つ動機というのはいささざまなものが考

えられるというふうに思います。

○近藤忠孝君 このうち資金運用の面というのは、私は大変動機としては少ないのだと思うんですね、先ほど来具体的に数字を挙げてきましたように、とにかくもう配当率は少ないんですから。これはもうたとえ銀行なんかで見れば、人様の金を借りてこんな低い利回りだったら、これはもう全然、まさに背信行為ですね。だから、資金運用の要素というのはきわめて少ないので、先ほどもお答えがあったようなお互いの相互関係をよくする、相手企業との友好関係を維持するということが、私はやはり中心じゃないかと思うんです。これも言葉ではいいんですけど、言葉ではいいけれども、それがだんだん積み重なって系列化になり、そしてその頂点に商社が存在し、あるいは銀行が存在するという系列化になってくるという、これはやっぱり一つの資本の論理ですね。経済の流れです。

そこで、これはやっぱり大きな弊害が出てくるんじゃないか。そのことによって、かつての財閥支配にかわって、いまやごく少数の企業グループの支配という要素がこれが出てくる。だから、単に好ましい相互保有——本来、相互保有なんというこういう抽象的な議論じゃなくて、まさに現実を直視して、要するに株式の取得によってその企業を支配するということ、こういうことはもう必然的に行われてくるんだ、こういう認識を持って対処するということが必要でないかと思うんですが、どうですか。

○説明員(稲葉威雄君) 確かにおっしゃる通り、企業グループという形でいろいろの仕事が行われているということは御指摘のとおりでございますが、それに対する弊害に対しては、独占禁止法というように別の規定もあるわけでございまして、その企業結合自体がいけない、抽象的に企業結合自体が悪であるというふうに決めつけてしまおうわけにはいかないわけでございまして、その運用と申しますか、その企業の行動がおかしければそれを規制するという態度が望ましいのではないかと。

ないか。

また、もちろん商法あるいは証券取引法の立場としても連結決算制度を導入するというようなことを考えて、企業集団全体としてその企業の姿というものをとらえていくという努力は必要でございまして、また、先ほど局長から申し上げましたように、企業結合の問題というのは非常に大きな課題でございまして、今後とも商法全面改正の一環としてこれについての検討作業は進めなければならぬという、こういう認識は持っております。

○近藤忠孝君 確かに、独禁法の問題という面が主要な問題だと思ふんです。せっかくできた財閥解体、持ち株禁止が、戦後いち早く一番大事な場所がこれはもう骨抜きになってしまったからこそ、現在また起きてくるわけですね。

【理事藤原房雄君退席、委員長着席】
確かに、独禁法違反という具体的な事例が出てくればそれなりに対処できるんでしょけれども、なかなかこれは表へ出てこないもの、しかし実際上は支配が進んでいるという、こういう面があるんですね。

そういう側面と、もう一つ、資金をしっかりと調達するという面からも問題があると思うのは、こういう事例なんですね。たとえば、ある生産会社が商社に援助を求めて商社が株を持つと、商社は銀行から融資を受けるわけですね。この生産会社は、結局、その系列の関係でその銀行に金を積むんですよ。だから、銀行は結局紙切れちよつと書いたことで、金は動かさないでまた銀行へ入ってくる。ここへ行き着く要素を持っているんですね。

だから、ある生産会社が増資をした、あるいは設立をしたと。当然そこに資本がでるはずだけれども、実際上は金は銀行から商社へ、商社から生産会社へ行ったと思うけれども、銀行へ行く。結局、資本充実の原則をいわば経済的に免れている、こんな面が出てくるというところは、学者が大きい指摘しているところなんです。こういう問題についての認識と対応策はあるんですか。

○説明員(稲葉威雄君) 法律的に、それが互いに花見酒と申しますか、互いに金をキャッチボールして資本額をふやしていくというようなことが起こりますれば、これは資本の空洞化というゆゆしき事態が起こるわけでございまして、そうではない場合には、名目上と申しますか、貸借対照表の上ではちゃんと資本金ができておるわけでございまして、それが基準になつて配当等の制約もできる、あるいは資本充実の原則の適用があるというところでございまして、その相互持ち合いが非常に行き過ぎた状態になればそういう事態も起こり得るであらうというふうには思ひますけれども、いま直ちにそういう状態になっているというふうには思ひないわけでございまして。

○近藤忠孝君 この問題の最後には、四分の一というところに一つ基準を置いたんですが、いま私が幾つか指摘したような問題点ですね、それを十分にチェックできるかどうか。というのは、確かに一企業であればそれは一%とか二%とかわずかなものでしょうけれども、これはもうはつきり言われているとおり、グループで持っているわけですから、全体とすれば二五%をはるかに超える、あるいは五%その他を超える高い比率をそのグループが持つて、そこで支配をするという関係があるんですね。この辺、確かにむずかしい問題あると思うんですが、現状はそういうのがほとんど進んでいる、そういう状況の中で今回の改正でそれがチェックできるかどうか。どうですか。

○説明員(元木伸君) 先ほど来もちよつと触れましたけれども、二五%といたしました根拠には二つございまして。一つは、ドイツで二五%以上の相互保有については制限しているという海外の立法例もございまして。それからもう一つは、これは実質的な意味でございまして、主としてアメリカあたりで言われているのでございましてけれども、二〇%を超えた場合には、大体持った会社が持たれた会社を支配できるということでござい

す。つまり言ってみると、もちろん二〇%そのもので直ちに支配ということは言えないのでございましてけれども、一応の推定が生ずる。したがって、もしその反対の立証がない限り、支配されているのだというふうな考え方がありうるのでござい

ます。今回、商法を改正するにつきまして、そういうふうな立証の問題として相互保有の問題を考えるわけにいきませんので、二〇%を超える、つまり二五%ということになったならば一応これは支配力があるのだということにいたしまして、先ほど来も申しましたドイツの立法例も参考にいたしまして、二五%ということにしたわけでござい

ます。この効果でございまして、先ほど申しましたように、先生ただいま御指摘の一%ないし二%のものは相互持ち合い、つまり大きな環状の相互保有というものは規制できないのじゃないかというところでございまして、これにつきましても、果たしていまそういう一%ないし二%の環状の相互保有というものが、相互保有という問題から見まして果たして弊害があるのかどうかという問題でございまして。もちろん、この場合に、その大きな環状の相互保有に所属している会社のすべてが一巡に倒産してしまうというふうなことになるかもしれません、これは問題が出てくると思うのでございまして、そういうことは現実的には実際にはあり得ないということになりますと、これはやはり極端にそういうものがあらわれてくるというところをえらえて規制していくというところが法技術的にもこれは可能でござい

ますので、この程度でよろしいのじゃないかと。いうことでございまして。
○近藤忠孝君 一時期に倒産するかどうかという問題はこれは資本充実の原則の問題で、もう一つの重要な側面、企業支配という面については一企業で二五%持ったら規制できるけれども、数グループの企業支配に対してはどうも手の打ちようがない、こういう状況であることがはつきりすると

思うんですね。対処はむずかしいと思いますけれども、これは今後の問題として、ひとつ御研究を願いたいと思います。

時間もあとありませんので、ディスクロージャーの問題について伺いますが、ディスクロージャーについてはやっぱり二つあると思います。一つは、株主保護という先ほど来問題になっている点です。それからもう一つは、企業の社会的責任を確保する、企業が不正行為を行わないような社会的監視のための機能である、二つの側面があると思いますが、それは立法上はどう生かされているんですか。

○政府委員(中島一郎君) たいだいま御質問にありました株主の保護と企業の非行防止、両方のねらいをもってディスクロージャーの強化ということを考えていただきたいと思います。

○近藤忠孝君 ただ、私は両方だと思っておりますけれども、なかなか今回の改正程度では十分効果を発揮しないだろうと思っております。例で申しますと、銀行法も同時に審議されてまいって、ここでもディスクロージャーは問題になったんです。しかし、これは普通の企業よりもずっと進んだディスクロージャーですね。直接多くの人に見せるというところから進んだものですが、しかし、その中身は、本当にみんなが求めるもの、たとえば大口融資の現状とか、その他の今度は系列の問題で言えば、どういう人事配置になっているか、要するに役員派遣になつていくかという、そういう問題については、これは全部企業秘密ということでは出さない。だから、これは実質的に見ると、法の本来の目的を十分達し得ないのではないかと心配するんですが、商法の場合には、もっともディスクロージャーと言えるかどうかと思えるくらいにつつましいディスクロージャーだと私は思うんです。

そこで、現状をちょっとお伺いしますが、現在は、証券局としてはこの問題についてはどう対処しておいて、この改正によってどれだけうまく進むのか、この点について伺いたい。

○説明員(宮本英利君) 証券局といたしましては、証券取引法に基づきまして、上場会社でありますとか、あるいは店頭上場の会社でありますとか、あるいは公募をいたしますような会社に対しては、投資者保護というふうな観点からの相当詳細なディスクロージャーというものを求めているわけでございます。

そういった証券市場で投資家からお金を集める会社というのは、もちろんわが国でも超大企業でございまして、できる限り投資者の投資判断のための材料になるような情報というものは必要不可欠なものであらうというふうな観点から、そういうことを行っておるわけでございまして、今回、商法の改正によりまして、投資者ということだけでなくて、株主あるいは債権者保護というふうな観点から、商法の中にもそういう方向での試案を出されました、かつまた、法律でもそういう意図を含んだ改正をなさつておられるということ、五億以上、負債二百億以上の企業ではございまして、こういうすべての株式会社に通用的な意味におきまして、大要評価されるのではないかと私も考えておるわけでございまして。

○近藤忠孝君 現在の証券局が扱っているこの法の対象になつていく企業数と、それに携わっている職員の数、わかりますか。

○説明員(宮本英利君) 現在、私も大蔵省で有価証券報告書制度というのがございまして、これに関連いたしまして扱っております日本の企業数は、五十四年末現在におきまして二千八百二十八社でございます。

他方、先生お尋ねの大蔵省証券局の予算定員を申し上げますと、百三十二名というところでございまして。さらに、財務局におきまして、証券監査官といまして有価証券報告書をチェックする職員がおりますが、その者が十九名おりますので、合わせまして百五十一名というふうなのが現在の定員でございまして。

○近藤忠孝君 この約百五十名が全部有価証券報告

書に対してチェックするわけじゃなくて、実際チェックするのはこの十九名でしよう。

○説明員(宮本英利君) 本省におきましてそういうチェックにかかわつておられます者は十七名おります。地方の方に先ほど申し上げましたように十九名おられますので、全員で三十六名前後という、併任もございましてそれよりやや多いというふうな状況でございます。

○近藤忠孝君 午前中も指摘があったSECとよ比較されるんですが、SECは担当の職員が二千名ぐらいいらう。それに比べると、人数からいって、また権能からも、これはかなり見劣りするわけですね。ただ、法律上、SECまでいかななくても、それに近いこともできるのだと思ふんです。証券取引法二十六条、「大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、有価証券報告書の提出者若しくは有価証券の引受人その他の関係者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる」という調査権能も持つておるわけですね。

ただ、合計三十数名では三千近い会社に対してはとて無理だとは思ふんですが、この権能をフルに發揮して成果を上げたというようなことは聞いたことないけれども、あるんですか。

○説明員(宮本英利君) この二十六条の調査権あるいは検査権を用いて、私どもの方で紛糾決算をしていような企業を検査いたしました例は、十九件というふうにかんがりの数に上つておるわけでございます。その意味では、私ども、SECに比べて人数は必ずしも多くないのでもございまして、少数精鋭といえますが、相当の成果を上げておるというふうに思つておるわけでございまして。

○近藤忠孝君 十何件……十九件ですか。というは、毎年ですか、それともこの制度が始まつて以来ですか。

○説明員(宮本英利君) いままで成果でござい

ます。失礼いたしました、十八件でございます。

○近藤忠孝君 もう時間が来ましたので、最後に申し上げますと、大臣、毎年かと思つたらそうじゃない、始まつて以来だから、戦後すぐですから、一年に一件上がついてない、こういう状況ですね。決してたくさん上がることは好ましいとは思ふしませんが、私はいまの機能ではとてもこれは無理だと思ふんです。

ですから、これも今回の改正には間に合なかつたけれども、そういう行政の面からもチェックが私は大変必要だろうと思ふので、ひとつ現状も正確に見、現状というのはチェックする側の現状です。そして今度、実際執行する企業犯罪とか、あるいは企業支配、そういうものに対しては厳正な態度で臨むように求めまして、質問を終わります。

○説明員(宮本英利君) たいだいまの数字をより正確に申し上げたいと思ふのでございまして、制度が始まつて以来、紛糾経理会社として私どもも注意いたしましたのは全部で百八十件あるわけでございまして。そのうち、私どもが告発という一番最もハードな手段を用いましたものが九件でございまして、そのほか、行政指導等によりまして、あるいは訂正命令とか、行政指導による自発的訂正とか、そういうものを入れますと全部で百八十件というふうな数字でございまして、訂正をいたしましたかと思ふんです。

○藤原房雄君 前回の委員会におきまして、このたびの商法改正に伴います審議会で精力的な審議がいろいろな手続を経て行われてきた、この辺のことにつきましてはお話をいただいたわけでございまして。

今度は、各論に入りまして、それらの所要手続を経て現実的な法案となつたわけでありますが、このたびの改正は全面改正には至りませんでした、改正部分につきましては相当な思い切つた改正もございまして。その間につきましては、それなりのいろいろな議論があり今日の結果となつたんだと思ふんです。特に、このたびの改正の中で最も

柱といいますが、大きな改正部分といいますが、目玉といいますが、そういう大きな改正は株式制度、ここにあるんだらうと思います。私も株式制度そのものについて若干御質問申し上げたいと思います。今日は同僚委員からいろいろお話がありましたので、それらと重複を避けたいと思いますが、基本的な問題につきまして確認ということをお伺いするわけであります。

このたびの法案の単位株制度におきましては、額面の合計金額が五万円に相当する数をもって一単位、こういうことになっておるわけでありまして、また、法務省の資料等いろいろ見させていただきますと、今日の上場会社は一株五十円の株式を発行している、そういうことから千株が一単位、こういうことが非常に妥当であるという今日までのお話もあり、資料等を見てもそれはそれなりに私も思うところであります。千株を一単位にするということ、これは妥当であるかどうかという点については、それなりにいろいろ今日までの経過の中で議論があつたらうと思ひます。大きな改正、思い切った改正ということでは現実には即したという面ではそれなりの意味もあるものであります。これだけの大きな改正ということになりますと、やはり緩和措置といいますが、中間的なものといいますが、いろいろなことが考えられておつたのだらうと思ひます。

私はいろいろ見まして、株式の取引について重要な役割を担つております東京証券取引所、これが株式制度改正試案に対する意見書、これを五十二年の十一月出しておりますけれども、その中に、株式管理事務の合理化と一般株主の利益保護との調和のある解決を図り、単位株制度を早急に実施するものとすれば、単位株の単位については既存会社の株式併合の経過的措置と考へて、百株を一単位とすることを原則とするのが適当であるという、こういう意見書がございました。これは五十二年当時のことでありますが、こういういろいろな議論の中でこのたびの法案は千株ということになったのだと思ひますが、法務省として

は千株というふうに決定するに当たりましては、こういう東京証券取引所の意見等もあわせ、また多方面のいろいろな現実的な問題等考えあわせ、そしてまた、大きな改革になるわけでありまして、改訂になるわけでありまして、そういうこと等も十分勘案して決定したのであらうと思ひますが、ありますけれども、その辺の経緯といひますか、今日この千株に至りました法務省の考え方、これをひとつ今日までのいろいろな議論の中から御説明いただきたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) 単位株制度をとるにいたしましても、その単位株の数を幾株にするかという点については、当初におきましては全く議論がなかつたわけではないというふうに聞いております。多数の意見は、たゞいま御質問にもございましたように、五十円券千株ということでございます。その根拠をいたしましては、現在、証券取引所における株式の取引単位が額面五万円であるというふうなことが根拠になつておつたわけでありまして、あるいはまた、株主一人に対する管理費用が年間二千円から三千円あるいはもっとよいにかかるといふようなことから、新しい改正法のもとで設立される株式会社については、一株の額面は五万円以上とするというふうな線が出てまいりまして、そして自然と千株というふうな単位が出てきたわけでありまして、それに對してはたゞいま御指摘ございましたように、百株単位が相当であるという御意見もあつたわけでありまして、確かに、その代表的なものとして東京証券取引所の株式制度改正試案に対する意見といふものがございまして、これは、具体的な数字をいたしましては百株を一単位とするのを原則とするのが相当であるというところで、諸外国との株価の比較でありますとか、あるいは現在、転換社債を発行いたしておりますけれども、その転換社債が必ずしも大きな単位で発行されてない、あるいは五万円、十万円というふうな転換社債も発行されておるわけでありまして、一単位が千株と

いうことになりまして、現在の時価で平均三十万とか四十万とかというふうなことになるので、その転換社債を転換請求いたしました場合に、株式として一単位未満のものしか取得できないというふうな点でありますとか、その他いろいろなる理由を挙げて百株説を主張しておられるようであります。

ただ、改正試案において考へておりました単位株制度といふものは、原則といたしまして単位未満の新株を発行いたします場合に、株主個人に現実に株式を取得させるのではなくて、その単位未満の新株をまとめて一括処分をいたしまして、換価をいたしまして、そして株主には現金で配分をするという点を原則的に考へておつたわけでありまして、

そうなりますと、株主といたしましては単位未満株をだんだんふやしていつて、株式を増殖すると申しましようか、持ち株をふやしていくということができなくなるわけでありまして、さらに、単位未満の新株を一括して大量に証券市場で処分をいたしますから、それが株主に悪い影響を与えるというふうなこともあります。そういうことが株主に対して株式投資に対する魅力を失わせるのではないかとこのことから、証券取引所方面では難色を示しておられたということが大きな理由であつたというふうに考へるわけでありまして、それに対しては、証券業界以外の経済界、特に発行会社などからは、百株ではとても合理化効果というふうなものは期待できない、少なくとも千株単位でなければ、改正法の単位株制度の目指しておる合理化効果といふものは考へられないというふうな意見があつたことはもちろんであります。

そこで、この試案をたたき台にして、さらに法制審議会でも議論をされました結果は、単位株は千株単位とする。しかし、その千株未満の新株を発行する場合には、現実に株主に株式を取得させるという方法を採用するというにいたしましたわけでありまして、それに対して東京証券取引所初め証券業界も、そういうことであればということでは賛成、納得をされました。そして現在の単位株制度の構想が確定をした、こういう経過でございます。

○藤原房雄君 その点についてはわかりましたが、そこで問題になるのは、単位未満株の問題が出てくるわけでありまして、過日の委員会におきましても局長から、この単位に満たないいわゆる単位未満株式がある程度整理されたら、一単位の株式を一株に併合することになるのだらうというふうな趣旨のことをおっしゃつておりましたが、今回のこの法案の中で単位未満株の整理のためにはどういふ方策といひますか、どういふことが手だてとして考へられておるのでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) まず、単位未満株のみを所有する株主を現在以上にはふやさないとすることが必要であります。したがって、単位未満株の新株を発行いたします場合に、株券を発行しないというところを一つ考へております。それからもう一つは、株主以外の者に対して単位未満株の譲渡があらました場合に、会社は株主名簿の名義書きかえに応じないといふことを考へております。この二つの方法によりまして、単位未満株の拡散と申しましようか、広がっていくのを防ぐわけでありまして、

単位未満株主の数をこれ以上ふやさないと、そして一方におきまして、単位未満株につきましてもは会社に對して買取り請求を株主にさせるという権利を認めまして、そして単位未満株の解消を図つていく、これが改正法の趣意でございます。

○藤原房雄君 わかりました。次に、株式制度の改正試案ですね、これを見ますと、たとえば現在七百株を持つておりまして、あと三百株買つと単位株になるんだというふうな場合に、三百株を売つてくれという売り渡し請求権を株主に認めるという、こういうことであつたと思ひますけれども、改正案ではそうじゃなくて、売り渡し請求権といふものは採用されなかつた。実際、個人株主の希望といひます

か、個人株主をふやしたいという希望に沿うためには、売り渡し請求権ということの方が実際は現実的なものだろうと思うんですが、そうじゃなくて、会社の買い取り請求権ですか、こういうふうになったわけですね。この辺のことについては、これはどういふ議論といたしまして、議論があつてこういう結論になったんでしょ。

○政府委員(中島一郎君) 確かに、試案の段階では売り渡し請求権というものを単位株主に認めておつたわけですが、会社が売り渡し請求に應ずるという制度を設けるといふことになりますと、手続が非常に煩雑になるというふうなことが問題になったわけでありま。

それともう一つ、理論的な問題であります。売り渡し請求に会社が応ずるためには自己株を持つておらなければならぬということになるわけでありま。それは何回も出てまいつております。商法二百十條の自己株式の取得の禁止ということに抵触するわけでありまして、理論的にも難点があるというわけでありま。

一方、単位未満株主がその不足分を買い取るという方法は全くないわけではないわけでありま。すでに発行されております単位未満株式というものは世上に流通しておるわけでありま。し、あるいは今後とも会社が単位未満株主の請求によつて買い取り請求に応じて単位未満株を買取るといふことがあるわけでありまして、会社がその単位未満株を処分しなければならぬわけでありま。それから、その株式の買い手として単位未満株主があらわれるというところは当然考えられるわけでありま。

でありますから、先ほど申しましたように、非常に煩雑な手続を設け、商法の二百十條の自己株式の取得の禁止に抵触するという理論的な難点を克服してまでも、そういうものを制度として認めることは必要がなからうというところで、売り渡し請求は認めなかつたという経過でございます。

○藤原房雄君 この法案の附則によりまして、単位株制度というのはこれは暫定的な処置であつ

て、将来は別に法律で定める日に一単位の株式を一株に併合する、すなわち、額面金額は新設会社と同様に五万円に引き上げるといふ、こういうことになるわけですね。「別に法律で定める日」と、こうあるんですが、これは法務省としましてはいつごろというふうに見ていらつしやるのか。いままでのいろいろな議論の中で、この点はどういふふうにお考えになつていらつしたのか。とかくにいままでのことを考えてみますと、非常にむづかしいいろいろな問題が出てまいりますので、なかなか移行というのはむづかしく、半永久的になるという、こんな心配はないのかどうか、この辺のことについてはどうでしょう。

○政府委員(中島一郎君) この点は、単位株制度というものが動いてみませんとどういふ先行きになりましかわかんないもので、それによつて判断をさせていただきたいというふうにお考えであるわけでありまして、今後単位株というものがどのように解消されていくのか、あるいはまた、貨幣価値の変動というものがどういふふうになつていくのかというふうなこともらみ合はせながら、法律で別に定める日というものを考えたいというふうにお考えしております。

ただ、法制審議会の審議の過程におきましては、特に発行会社側から、五年後にこの決議があつたものとみなす日を設定すべきであるというふうな意見もあつたわけでありま。それに対しては一部、特に証券業界などからはつきりとした期間を切るといふことに対しては消極的な意見もあつたようでありまして、やっぱりやってみなればわからないじゃないか、やってみて、その実情を見て、そして具体的に妥当な時期を選ぶというところが望ましいんじゃないかといふことで、このようないふ規定になつたわけでございます。

○藤原房雄君 現実的には予測し得ないいろいろな経済情勢等も勘案しなからないわけですから、いま御答弁のあつたとおりの結論が出たんだらうと思ひます。いまお話をいたしましたのであれ

ですが、ここらあたりなかなかむづかしいところなんだらうと思ひます。

次に移りますが、株主の平等の原則ということから、当委員会でもいろいろ議論がございましたが、単位株制度ということになりますと、いろいろ今日まで議論ございましたように、単位未満の株式については総会におきまして議決権が認められないといふこと等についてもいろいろ議論がございました。これはいままでもいろいろの説明ありましたように、これが採用されるということにはそれなりの意味があり、また株主管理、コストの節減とか、いろいろなことを通しまして、それの節減とか、いろいろの中ではやむを得ないものだらうと思ひますが、ただ株主の平等の原則といふことの上からいまして、普通の株主総会、こういうときの議決権ということであれば、それはそれなりに納得し得ないわけでもないだらうと思ひます。

しかし、株主の地位に重要な影響をもたらす營業譲渡とか、株式の譲渡制限とか、会社の公平問題とか、こういう重大な問題については、単位未満株式に対しましては、株式を有する株主に對しては、これは非常に重大な影響を及ぼすということであると、これは何らかの考慮を及ぼすことも大事なことではないのかという感じがするわけなんですけれども、これもこの前の委員会におきましていろいろ議論決権のことについてはお話をいたしました。こういう株主に重要な影響を及ぼすような問題についても、当然あらゆる角度から検討したんだらうと思ひますけれども、この間のことについてどうでしょう、いままでの審議の経過とか、いろいろな検討の結果について御報告いただければと思ひます。

○説明員(福永成雄君) 確かに先生御指摘のように、重要な問題についての株主総会の決議に単位未満株主が参加できないという点は問題があるようにも見えてるわけですが、しかし、事柄は、やはり議決権を行使させることのメリットとデメリットという一点に集約されるわけござい

ます。単位未満株式の場合には、これを全部合せてみてその発行済み株式総数に占める割合というものが非常に少ないわけございまして、まして、そういう重要事項を決める総会の場合には、議決権については多数の議決権の賛成を得なければならぬということになつておりますので、それに対してその単位未満株式が参加しても参加しなくても、それほど大きな影響を与えないといふ事情があるわけございまして。

それに対して、それに参加させることに要するコストというのは、先生先ほどから御認識いただいておりますように非常に大きなものがあるわけございまして、そういう点を考慮して、さらにまた、先ほど局長からも申し上げましたように、単位未満株主といふものについては買い取り請求といふものが与えられておるわけございまして、いつでも時価で買い取つてもらえるといふ、そういう恩恵と申しますか、利益があるわけございまして。

そういったまですと、もしそういう方向、単位未満株主抜きで決議がされたという方向に反対であるというのであれば、その買い取り請求を行使することによつてその会社の株主たる地位をいつでも離脱することができるといふわけございまして、そういう点から考えても、あえてその場合に限つて単位未満株式についても議決権を認めるというまでの必要はないのではないかと、かように考えたわけございまして。

○藤原房雄君 私ども関係の方からいろいろなお話を聞いたり、非常に広範囲なことですからそう広い範囲についてお話を聞く機会もございませぬし、また、あらゆることを網羅してなんでいうところまでとていわけはございませぬが、いま二、三の問題について指摘し、また過日も申し上げたわけございまして、この単位株制度というのは、御承知のように複雑といひますか、大事な問題でございまして、株主や投資家に対してましてこれは十分な理解をさせることが必要なことなんだらうと思ひます。

そういうことから、混乱の起きないように株主や投資家に対して十分なPRが必要だろうと思うんでありますけれども、これは政府としてはこういうことに対してのPRの対策といえますか、責任を持ってやるのは法務省なんですか、けれども、当然これは大蔵省の証券局も関係するんだらうと思いますが、この辺はひとつどういうふうになっているのでしょうか。今後、株主、投資家に間違いのないようにPRする対策について、現在までどういうふうに取り組みなさっているのか、今後またどういうふうに取り組みなさっているのか。この間のことについてお伺いしたいと思いますが。

○政府委員(小山昭蔵君) ただいま先生のお話にございましたように、単位株制度への移行というのは非常に大きな株式制度の変革でございます。したがって、投資者保護の観点、さらには株式の流通市場の混乱を防止するという観点から、この制度が施行される事前に、制度の仕組みなり取引の方法につきまして関係者に十分周知方を図る必要があるというふうに私も考えておるわけでございます。

問題としてしましては、一つは、発行会社と株主との関係がどうかと思ひます。原則として単位株制度、先ほどからお話に出ておりますように、五万円を額面で割った株式数というのが原則でございますが、定款によって異なる定めもすることができるとございまして、そもそもある会社の単位株というものが何株になるのかというようにすることは、まず上場されているその会社がお決めになつて、当然その株主に周知させるということも必要だと思ひますし、第一義的には、何らかの形で制度発足前に発行会社が十分御自分のところの株主に対して制度の仕組み、運用について周知方を図つていただく措置をとつていただく必要があるのではないか。

その点につきまして、原則として上場会社でございますから、単に発行会社が何らかの措置をおとりになるのを待っているということじゃなく

て、取引所の方で必要があれば上場企業に対して、そういった周知方の措置をとるよう要請するということも、当然検討されていいのではないかと、このように考えておるというのが一つでございます。

さらにはまた、証券界自身としまして、これは一般の投資者の方に対して、この新しい制度の仕組みというものはどういふものなのか、また今後の売買の仕組みなり何なりはどういふふうに変つていくのか、あるいは変わらぬのかというふうなことにございまして、これまた、十分周知方を図る必要があるというふうに考えております。

ただ、何分にも、この新しい制度がございまして、いま申し上げましたような点につきまして、ことに売買等がどういふような仕組みで行われるようになるのかといったようなことにつきまして、は、今後なお実施までの間に検討を要する問題がいろいろあるわけでございまして、現在、東京証券取引所におきましては政策委員会という場を設けまして、そこでその種の問題の検討を急いでいるところでございまして、一応結論が得られ次第、十分なる広報の措置をとるよう指導してまいりたい、このように考えております。

○藤原房雄君 いろいろ御検討なさつていらつしやるようでありますが、非常に大きな改正でありますし、非常に今回の商法改正の目玉といひますか、大きな柱になつてゐるわけで、混乱のないようにしなければならぬだらうと思ひますし、また、いよいよ審議も大詰めに来ております。こういう段階でありますから、ひとつ積極的な御検討をいただきたいと思ひます。

株式の話が出たついでにといひますか、ちょっと伺ひするわけでありますが、最近新聞等で株券振替決済制度といひますが、こういうのをよく耳にするわけでございまして、株券振替決済制度といひるのはこれはどういふ仕組みになつてゐるのでしょうか。概略的なことは私も聞いてはおるんですが、ポイントになる点だけ、ひとつ

御説明いただきたいと思ひますが。

○政府委員(小山昭蔵君) 株券の振替決済制度につきましては、一昨年の暮れ以来、大蔵省におきまして証券取引審議会に御検討をお願いしてございまして、同審議会の専門委員会において鋭意検討中のものでございます。

どのような内容かというお尋ねでございますが、これは株式の流通、保管を合理化するための制度でございます。投資家の方は証券会社等に株券を委託いたしまして、この証券会社は委託を受けた株券をさらに中央の、まあ受寄機関と呼んでおりますが、ある機関に再委託いたしまして、その後の売買取引や担保取引等については一々株券の受け渡しを伴わないで、いま申し上げました中央の受寄機関ないしは証券会社の口座上の振替記帳だけで権利の移転等を行う、こういう制度でございます。

○藤原房雄君 証券取引審議会で検討中だということですが、最近のいろいろな動きの中で、そう遠くないうちにこういうことの考え方というのは実現の方向に進むんだらうと思ひますけれども、これはいつごろ結論が出るような見通しなんでしょうか。

それから、当然これは法案の作成段階では法務省との関係も出てくるんじゃないかと思ひますが、また、この制度と商法との関係、こういうことについてはどうでしょうか。

○政府委員(小山昭蔵君) お答えいたします。一昨年の暮れから、この問題の検討を鋭意専門委員会の場においていたしておるといふことを先ほど申し上げたわけでございしますが、私どもといたしましては株式の流通、保管の合理化、円滑化という観点から、この制度は非常に有益な制度であるというふうに考えております。

現在、証券会社が保護預かりしている株式は三百億株を超えておりますし、また、東京―大阪間で受け渡しのために毎日三千万株前後の株券が輸送されているというふうな実情でございしますので、欧米の諸国ですでに定着しているこの制度を

わが国の実情に即して取り入れたいというのが、そもそも審議会に検討をお願いした趣旨だったわけでございます。

その後、検討をしていただいているわけでございますが、実はこの制度には非常に大きな問題がございまして、これは発行会社といひますか、企業といひますか、企業の株主管理の基本にかかわる問題でもあるということでございます。現在、株主名簿によつて企業は御自分の株主を把握しておられる。まあ、主観的に言えば、常時把握しておられる。そして意思の疎通を随時図つておられる、こういう認識でおられるわけでありまして、この制度がわが国に仮に取り入れられた場合には、必ずしもそういう形で、発行会社が御満足いただけるような形で御自分の株主が随時あるいは常時把握できるかどうかというような点について、発行会社のサイドに御懸念があるわけでございします。

昨年の夏以来、約一年近く専門委員会とその問題を中心に検討していただきまして、ようやくこの形であれば産業界においても株主管理の上で一応の御満足は得られるのではないかと、いろいろな骨子が大体方向として得られたわけでございまして、これからまだそのほか、担保取引のあり方であるとか、いろいろ技術的、実体的に詰めていかなければならない問題がたくさんございします。そういう問題点を鋭意検討していただきまして、おおよそ制度の骨組みについて概念図が得られましたならば、これも先ほど先生が御指摘になられましたように、これは商法の株式制度の原則に対して一部手直しといひますか、特例を必要とするような内容を含むものでございまして、株券の受け渡しではなくて帳簿上の記帳によつて権利が移転するといったような点につきましては、これは商法の規定に対する特別な立法の措置を必要とするわけでございしますし、そのほか幾つかの点につきまして私法上の重要な問題が含まれてくるわけでございしますので、ある段階になりましたら、私どもといたしましては証券取引審議会の

審議と並行いたしましたして、法務省にお願いいたしまして法制審議会でもそういった私法的な側面の詰めをしていただくと、こういうことを考えているわけでございます。

現在のところ、その時期が大体いつごろになるだろうということをまだ申し上げるところまで詰まっておりますが、可及的速やかにそういう段階に持ってまいりたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○藤原房雄君　現在、株式の市場価格というのは、平均しますと額面金額の六倍から七倍ということです。額面五十円の株式ですと株価は三百円から四百円ということになるのだらうと思うんですが、今度額面が五万円ということになります

と、こういういままでの考え方からいきますと、三十万とか四十万というようになるのかどうか。また、株価が何十万ということになりますと六けたというようになるわけですけど、こういうことになると、新聞なんかの

表示とか何か、この法案が通過いたしましたして現実これが動き出すということで、先の話かもしれないけれども、大きな一つの単位株制度の実施に伴いましていろんなところいろんな変化がある。そういう中の一つとして、これは技術的にこ

ういうことはどういふようにお考えになつていらっしゃるのか、これをひとつお伺いしたいと思ひます。

○政府委員（小山昭蔵君） 御質問の趣旨は、私どもの方の受けとめ方としては二つあるのじや

ないかと思います。

一つは、市場で、取引所でどういう株数を単位として値をつけるのか。たとえば、単位株一単位について幾らといったような値のつけ方をするのか、従来どおり一株について幾らといったような

それからもう一点は、それとは別に、また取引所における売買単位、現在は原則千株が単位でござうに思っております。

ざいですが、この売買単位をどういうふうにするのか。定款等で単位の株数がさまざまになった場合に、そういったものをどういうふうに扱うのかといった問題、この二つの問題があらうかと思ひます。

これらの点につきましては、率直に申しまして、まだ証券界内部においても答えが出ておりません。それで、先ほど申し上げました取引所の内部におきまして委員会を設けまして、それらの点につきまして最も円滑に、かつ投資者の利便を図

○藤原房雄君　現在、株式の取引単位というのは、りながら取引が円滑に執行されるような方法はどいういうことであろうかというような観点から、鋭意検討を急いでいるというのが実情でございます。

額面五十円ですと千株ですね、五百円ですと百株ということですが、いままだいろいろな検討とか何かお話しのようにですが、こういう取引の単位株、取引単位ですね、これは新設会社については一株が五万ということになりますから、そう

いうものがどういうふうなこの取引単位として扱われるのかというのは実際大事なことでもありまして、私どももこういう移行の段階でトラブルが起きないのか、またどういうような仕組みにこれは考えるのか、これはもう何年も先ということじ

やございませんだけに、私どもも非常に危惧とい
いますか、関心を持っているところなんですけれ
ども、これについてはどうですか。

○政府委員(小山昭蔵君) 先生の御指摘のとおり、売買の単位となる金額が投資者から見て望ま

しいような形で決められることが、取引の円滑のために当然必要なことでございまして、その辺は十分配慮いたしまして決めてまいりたいと、こういふふうに考えているわけでございます。

ちなみに、現在におきましても、額面五十円の

株式につきましても原則は千株が単位でございますが、非常に値がさの株、これは現在、内規で、一株当たり時価が六ヵ月以上継続して三千円以上というような一部の値がさ株につきましては、百

株単位で売買ができるというふうに取引所の方で決めてございますが、いずれにいたしましてもこの新しい制度が導入されました際に、取引の円滑を欠くことのないように十分配慮してまいりたいと、このように考えております。

○藤原房雄君 次に、大きな改正というが、私どもが関心のあります問題といたしましては、株主総会ですね。これはもういままでも同僚委員からいろいろな議論がございましたが、株主総会の形態化ということが一つの大きな問題になって午前

中もいろいろ議論があったわけですが、これはいろんなデータによりますと、九〇%以上の会社が三十分以内で終了するとか、こういう数字的なものでも、株主総会のなんぼ中身が充実したといっても、十五分や二十分で会社の大事なこと

それが、株主総会の形骸化ということもいろいろい

ろ議論されておりますし、この問題についてもぜひ私も二、三お尋ねを申し上げておきたいと、こう思うんですが、この形骸化の対策として、一つは取締役等の説明義務、これが設けられたわけではありますが、これは二百三十七条ノ三で、「取締

これはこれなりに私どももよくわかるんですが、ところが、これ以前の改正試案ですね、これが説明ヲ為スコトヲ要ス」という説明義務の規定が新しく設けられたわけです。

では説明義務というんじやなくて、株主の質問権という形で規定されておったわけですね。これがという形に変わったわけなんです、裏返すという言葉も先ほど言っておりましたけれども、株

主の質問權という形と取締役等の説明義務といふ、こういううらはらと言えばうらはらかも知れませんが、これは考えようによつては非常に大事な異なりがあるようにも思うんですけれども、こ

ういう説明義務という規定にした根拠といえますか、また、今日までいろんな議論の中でこういう説明義務という形にしたんだろうと思います。特に改正試案におきましては、株主の質問権ということであったのが変わったということについては、それなりの理由があるんだろうと思いますけれども、この間のことについてひとつ御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) 試案におきましては、ただいま御質問にもございましたように、質問権という形で考えておったというのは事実でございます。その後における法制審議会の審議の過程におきまして、質問権という株主の権利の形で書く

と乱用のおそれがあるのじゃないかというような意見もあったわけでありませう。それを考慮いたしまして、表と裏と申しませうか、盾の両面と申しませうか、取締役、監査役の説明義務という面から規定をする。答申の段階ではそういう答申

になつたというわけでございます。若干表現がやわらかくなつたという点はあるかも知れませんが、本質と申しましようか、実質は全く変わりがない。質問権に対応するものとして説明義務があり、説明義務に対応するものとして

て質問権があるということでありますから、実質は全く変わりがないというふうに考えております。

また、こういうふうに取り締役あるいは監査役の説明義務というふうな書き方にいたしますと、取

締役なり監査役の株主総会における出席義務というものが当然前提になるわけでありまして、出席をして説明しなければならぬ義務ということになるわけでありまして、その点も明らかにするとしようという意味もあるわけであります。

○藤原房雄君 二百三十七条ノ三の第一項ただし書きによりますと、株主が説明を求めた事項が会議の目的たる事項に関しないときは取締役は説明義務が免除される、こういうふうになっているのですね。会議の目的たる事項に関しないというの

は、具体的にはどういふ場合かということなんで

すが、これは最近いゝんな問題が起きておりまして、株主総会における会議の目的というものはそれなりに、利益処分とか取締役や監査の人事問題とか定款のこととか大体あるんだらうと思ひますが、会社の株主が危惧するといひますが、経営上の問題といふことになりましていゝんな問題が出てくるわけですが、この条文中、会議の目的たる事項に關しないといふことで、大事なことが除かれるといひますが、説明されないで終わってしまうといふようなことが出てきやしないか。

こんな老練心からちよつとお尋ねをしておるわけですが、たとえば公害のような場合ですね、公害の責任を追及するとか、それから最近いゝろいゝろ言われております欠陥商品、こういうことを追及するとか、また、近くには兵器産業の是非、兵器生産の是非を追及するといふような、こういう企業の社会的責任を追及するような動機から質問をするといふふうなところの場合には、会議の目的たる事項に關しないといふことになるのかどうか、説明の義務は負わないのかどうか。現在、こういうことが非常に問題になっておりますし、大事なところだと思ひますので、まず所見をお伺ひしておきたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) この新設の二百三十七条ノ三の第一項のただし書きの「会議ノ目的タル事項」と申しますのは、現行法にもございましてけれども、二百三十二条の二項に、これは総会の招集通知でございましてけれども、これに「会議ノ目的タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス」といふのがございまして、したがって、簡単に言つてしまへば、これは議題といふことになるわけでございます。議題の中には、要するに報告の議題と決議を要する議題と、この二つに分かれるであらうと思われま

会社の業務に關する状況を記載するといふことになるわけでございますので、その業務に關連するといふことであるならば、これは説明義務の対象になるといふことでございます。

○藤原房雄君 株主総会の形骸化といふことで、これは午前中もいろいろお話ししましたが、やはり国民性とか社会情勢とか株主の意識や何かいゝろいゝろな問題点があるのだらうと思ひますけれども、何といつても大事な株主総会といふものについて、蘇生させるといひますが、活性化させるといひますが、こういうことについてはやっぱり意を用ひなければならぬのだらうと思ひます。今度のこの改正案では、こういう株主総会の形骸化に對してとつた手段といひますが、法案の中にも方策といふものが何点か講じられてゐるわけですが、これも、その中で私は、午前中にもお話しございましたが、総会屋といふ問題については避けて通れない重大な問題があるのだらうと思ひます。これは世界に類例のない日本独特のものだといふわけですが、これも、こういう世界にないものが日本の國に大きな力を持つようになつたそれなりの土壌といひますか、風土といふものがあるのだらうと思ひますけれども、こういうふうなことに對しては法務当局としてはどうのようにお考えでし

か。

○政府委員(中島一郎君) 午前中にも申し上げたかと思ひますけれども、会社の経営者といひましては、できることならば株主総会を円満に終わらせたい、余り議論をさせずに結論を出したい、しかも経営者の望むような方向に持つていきたいといふことを考えるわけでありまして、したがって、その根回しと申しましうか、といふこととで大株主を煩わすわけでありまして、総会屋といふ、それで不十分な点につきましては、総会屋といふようなものを使つて、そして自分の考えるような方向での株主総会の運営を図るといふようなことが、自然発生的に出てきたのではなからうかといふふうな考へるわけでありまして、そのために金品の授受が行われる。それによつて、また利

得を得るいわゆる総会屋といふものがそれに味をしめていろいろ活躍をする。だんだんに持ちつ持たれつ、そういう弊害が顯著になつてきておるといふふうな考へるわけでありまして。

それは、株主総会の正常な運営といふことから申しますならば、全くとんでもない話でありまして、株主総会の形骸化をともへ戻すといふことから申しますならば、非常に大きな障害になつておるといふふうな考へておるわけでございます。

○藤原房雄君 総会屋の実態等については午前中もいろいろお話しございましたが、これは数的なことについては午前中いろいろお聞きいたしておつたやうであります。警察庁ではいゝろいゝろな資料もございまして、実際、総会屋といふものが動かしおる金、資金源として動いておるものがあるといふこと、それから、そうしますと一人当たりどのぐらゐになるのかとか、総会屋が動かす金銭的なことについて、数と金銭的なこと、概要については白書等でもいろいろ述べておるやうですが、警察庁に御説明いただきたいと思ひますが。

○説明員(森岡英治君) 午前中の御質問にもお答えいたしましたけれども、いろいろの形態がございまして、非常に多額の金銭を取得してゐる総会屋もおれば、そうでないいわゆる小物もあるわけでありまして、非常に落差は激しいわけでありまして、けれども、先ほど申し上げましたように、五十三年にたまたま部外の学者の協力も得まして暴力団の資金源推計をやつていただいたことがございまして、そのときに、その一つの分野として総会屋についてはどうかといふことで検討がなされまして、その五十三三年時点で直近において検挙された各種の事件に際して解明された資金から推計して、総会屋一人当たり平均すると一千万程度の年収になるのではないかと、そういうような推計が出ております。

て年間五百八十億程度の金が総会屋に流れるのではないでしようかといふお答えを申し上げたわけでありまして、これはあくまで一つの、五十三年当時の数字を基礎にした、あくまでも理論的な推計値でありまして、実態はわかつておりません。

最近、直近において検挙された事例では、一人の総会屋で十億に近いような巨額の資金を手に入れた総会屋もあるわけでありまして、一概になかなか決めにくい問題ではないかといふように考へております。

○藤原房雄君 五十四年の四月二十五日の官報資料版によりますと、暴力団の資金源の推計、これをいたしておりましたが、暴力団の資金源の推計として、年間総収入は約一兆円。その中で総会屋関係といふのは四百二十一億といふような数字が出ておりますけれども、いまあらあらのお話ございましたが、それにそう差異のない数字といひますか、こういう大変な金額が動いてゐるわけですか。

私も、これをちよつと見させていただいてびっくりしましたが、これについては警察庁にもいろいろな、東京都中心にしまして警察庁は警察庁のいゝろいゝろな資料もあるやうです。また、地方は地方の県警ですか、県警を中心としての、それなりのいゝろいゝろな集計なさつたその結果なんだらうと思ひますけれども、こういう傾向は、これは五十三年にあれしたんですね。こういうようなことについて五十三年に調査をしたといふことであつて、余りしよつちうやつてはいないんだらうと思ひますけれども、この調査といひますが、こういう推移や何かについては、今日まで全国的なものについてはどんなふうな警察庁は取り組んでいらつしやるのでしょうか、実態等について伺ひたい。

○説明員(森岡英治君) 五十三年の推計は、トータルとして見た場合に、暴力団に一体どの程度の金額が流れ込むであらうかといふことについて二つのアプローチの仕方では推計をしたわけでありま

一つは、暴力団員が年間にかせぎ出すであろう平均値を各種の統計から出して、それに暴力団の総数を掛けるという方式で出す方式と、もう一つは、暴力団の資金源には各種いんなものがございます。覚えいれでありますとか、その他のいろいろな事案がございますけれども、そういう資金源の態様ごとに推計をしまして、それを総合計する。そういう二つのやり方をやってみたくてあります。たまたま結果的には、両方とも一兆をちょっと超えるというところで同じような結論になったわけでございます。

その中で、いま御質問ございましたように、総会屋を通じて暴力団に流れる額が四百数十億というふうに出てくるわけでありまして、先ほど私が申し上げましたのは、総会屋そのものが、総会屋の中には暴力団である者もあつたし、そうでない者もあつたので、総会屋そのものに流れるであろうと見られるものが五百八十億ということでありまして、その辺、若干統計の違いがございます。

その官報に掲載してございますのは、総会屋が暴力団自身である場合にはストリートに行くわけですが、そうでなくて、総会屋がかせいだ金をさらに暴力団に上納するという形で暴力団に流れる金もございまして、それも推計をいたしまして、両方ストリートに流れるか、間接に流れるか、両方合わせまして四百数十億という数字が官報に掲載してある数字でございます。そのように御理解をいただきたいと思うのです。

これは、本当であれば毎年やればいいのでございまいし、やはり節目節目で、大体わが国において暴力団の勢力に変動があつた際に、おおよそその程度の額が流れているかということ、これを推計して、その推計をもとに暴力団の諸対策を講じていく必要があるだろうと感じておりますので、毎年やりましてもそれほど意味を持ちませんので、やはりその暴力団勢力に変動があつて、節目節目ごとにそういう推計をやる必要があるというときに、また改めてやってみようというふう

に考えております。

○藤原房雄君 ことしの四月ですか、新聞報道になっておりましたが、ある有名な総会屋グループがアメリカに進出して、バンク・オブ・アメリカとかゼネラル・モーターズ、こういうアメリカの会社の総会に乗り込んだというふうなことが出ておりました。週刊誌なんかではその中の記事として、今回、商法が改正されても生き残れるように、生き残れる方法を探するために外国へ行って勉強してくるんだというふうなことも書いてあつたようでありまして、捜査当局としましては、こういう点についてはいろいろ実態の把握とか、いろいろなことのためにいろいろと調べて、もちろん御存じのことだろうと思つて、今度の商法改正は、それなりに単位株制度そのほか通して、こういう総会屋にも一つの大きな道をふさぐといふことが、彼らにとってはやうな状況になるんだらうと思つて、それの後の後どういふ形で出てくるかというの、予測したいこともできませんが、捜査当局としましては、こういうことについてはどういふようにお考えになつていらっしゃるのか、今後の対応策といふことが、お考えがもしあればお聞きしたいと思つて、どうでしょう。

○説明員(漆間英治君) 確かに、総会屋が欧米の会社の総会に出席をしまして、いろいろな言動があつたといふようなことが新聞紙なり、あるいは週刊誌に掲載してございます。私もそれを拝見をいたしました。そういう動きとはまた別に、海外に事務所をつくりまして、その事務所をつくつたことを日本の企業に案内をして賛助金をもらうという手口の総会屋もあらわれてきております。

そういうことで、彼らの説明によれば、いずれもこれはやはり経済の国際化に対応するためには、新たなやり方が必要であるといふことで説明しているようでありまして、果たしてそれが真意であるかどうかというの、今後の推移を見守る必要があるというふうに考えておりました、いまの段階で、総会屋が海外の企業の総会に

出席したからといって、直ちにこれが今後どういふふうになるかといふことを即断するにはまだ早いのではないかと。今後やはりじっくり状況を見守りながら、先ほど申し上げましたように、今回の商法改正は、やはり株主権の行使に関連する財産上の利益の供与の禁止規定がございまして、彼らにとっては最も打撃を受けることは間違いないの事実でありますから、これをくぐり抜けるために彼らがどういふ新手法を考え出すか、よくその動向を注視しながら対策を打ち出してまいりたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 警察庁の方、結構です。どうもありがとうございました。

次、関連するわけでありまして、このたびの改正案で二百九十四条ノ二ですが、会社は何人に対しても株主権の行使に關して財産上の利益を供与してはならない、こうなつておるわけですね。こういうことで、総会屋等に対しての利益供与、こういうことを禁止しておるわけでありまして、「何人ニ対シテモ」といふこの点でありますが、これは改正案の段階では、一部の株主に対してという、こういうことだったんですね。

これは局長もいままでの答弁の中、衆議院なんかでもいろいろ御答弁なさつていらつして、一部の株主といふよりも、「何人」と、こういうふうにしたのは、総会屋の手法として株主にならなことを条件として会社から金品の供与を受ける、こういう場合もある、そういうことを規制の対象にするんだといふことでこの方がいいんだといふお話があつたように聞いておりますけれども、これからいんなことが考えられるわけでありまして、株主にならなことを条件として会社から金品の供与を受ける、こういうことになりますと、これは株主権の行使に關しては言えなくなるわけですね。

こういう場合も、当然これは見逃していいといふことではないだらうと思つて、すけれども、株主権の行使に關してといふこの読み方ですね、株主にならなことを条件として、そして会社から

何かの金品を供与を受けるということになりますと、ちょっとこのあたりの問題といふのはどういふふうになるのか。罰則の規定等と考えると、これは触れるのか触れないのか、いんな手口の中の一つとして考えられる一つではないかと思つて、すけれども、この件についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(中島二郎君) 「株主ノ権利ノ行使ニ關シ」といふのは、株主権の行使、不行使に關しての意味であるといふふうに私も理解をするわけでございまして。株主が株主権の行使の仕方によつて利益の供与を受けるというものが、最も典型的な場合であらうと思つて、試案が一部の株主に対しいふことを規定いたしておりましたのも、そういう最も典型的な形といふものを念頭に置いておつたのであらうといふふうに思つて、株主でない者が、今度おたくの株主にならしてもらいますといふようなことで会社に話を持っていく、会社としては株主になつてもらわれないにしたいことではないわけでありまして、株主になつてもらわれないことに対して利益を供与するといふことがあるわけですから、最初に申しましたように、株主権の權利の行使、不行使に關しての意味に考えますと、そういうものも当然含まれるということになるわけであります。

○藤原房雄君 次、総会屋に対する利益供与をした場合の罰則規定の四百九十七条ですが、この四百九十七条「会社ノ計算ニ於テ」といふ、こういう文言が入つておるわけですね。ですから、会社のお金じゃなくて、会社のお金じゃないといふか、取締役が自分のポケットマネーを出して総会屋等を利用するといふような、こういう場合はこれはどうなるのか、これも決して考えられないことじゃないわけですね。

取締役といふのは重要な職責を担っている立場にある方でありまして、その方がこの「会社ノ計算ニ於テ」ではなくして、自分のポケットマネーといふ、こういうことで、もし総会がスムーズに

いくようにというところでしたということであらば、——もしこういう株主総会を総会屋を利用して運営を混乱させるようなことがあれば、二百五十四条ノ二の取締役の忠実義務ということからいってこれは問題になるわけなんですけれども、そうじゃなくて静めるということを取締役、責任ある方が動いたということになると、これはまたどういうことになるのかという疑問が出てくるわけなんです、これについては法務省の見解はどうでしょうか。

○説明員(元木伸君) 四百九十七条のこの罰則の趣旨でございまして、結局この場合、つまり株主権の行使、これは「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」ということは、正当な場合も不当な場合も含まれるわけでございます。そういう場合に、とにかくいざにしても、株主総会の運営について、会社の金を使って自分の思うとおりにすること、ことに問題があるのではないかと、このことについて、それが会社のお金だということになりますけれども、それは「会社ノ計算ニ於テ」ということでございすけれども、もし取締役が自分が取締役に再選されたというところで、自分個人のお金を使いましてそして他の株主に依頼するということになります、それはそれもおおむねの対象にするということには、やはり問題があるのではないかと、このことについて、これは、言ってみますと、もしその取締役が株主に金を渡さないで、株式を自分のポケットマネーで買い取りまして、そして議決権を行使するということであるならば、何も問題は無いわけではございません。それと同様に、自分のポケットマネー、あくまでもこれはポケットマネーでございまして、会社とは関係ないお金で、それを使って自分が取締役に再選されるということであるならば、これもやはり処罰の対象にするのは問題であるというところでございす。

算ニ於テ」そういうことをやるということに問題があるということ、処罰の対象にはこれだけをするということでございます。

○藤原房雄君 総会屋のことをいろいろ午前中からお話あったんですけれども、総会屋というのはそんなにたくさん株を持ってるわけじゃない、せいぜい、端株の所有というところが問題になるのだらうと思うんですけれども、総会屋の平均的な持ち株の状況というのは、平均的というのか、現状というのはどんなふうになっておるんでしょうかね。法務省ではわからないかな。

それから、現状を踏まえて、今度法改正になりますので、先ほど来いろいろ話しておりましたように、一部にはそれを危惧をして海外まで乗り込んでいったということですが、総会屋の活動にもそれなりに影響があるんだらうと思っております。端株の所有というものはどういう状況になっているのか、それに応じてどういうものに對してどのぐらいの影響力といたしますか、どのぐらいの、どうか非常に大きな打撃ということになるのか、どういふ程度の影響力があるのかということもあわせて考えることができるのか、このこともあわせて、この法改正によってどれだけの大きな影響力があるのか、定量的にはあるであらうという話はいままでもあったんですけれども、このぐらいのことがどうだろうということも、もしおわかりならば、御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) いわゆる総会屋がどの程度の株式を具体的に持っているかということにつきましては、計数的なものはこちらでわからないわけではございません。しかし、いわゆる小物総会屋と申しますか、そういうものにつきましては、今回の単位株制度あるいは株式単位の引き上げというところによつて、かなりの影響はあるであらうと思ひます。しかし、大物総会屋につきましては、必ずしもこれが万全の策というとは言えないのではなからうかと存じております。

したがいまして、私どももいたしましては、私どもと申しますか、今回の改正法律案におきましては、そういう技術的な申しますか小手先の方法だけではなくて、本来、株主総会が正常に運営されるということが必要なのではないか、ということ、そのために利益の供与の禁止であるとか、あるいは質問権の説明義務の規定の明示であるとか、提案権であるとか、あるいは議長の権限であるとか、そういうふうなことの規定を新設いたしました、そして、そうして正常な運営を図ろうという意図でこの法律案がつくられておるわけでございます。

○藤原房雄君 もう時間が参りましてこれで終わるわけですが、いま最後に元木参事官からお話がありましたように、実際は総会屋がどうだこうだということだけで、これで株主総会の活性化というものが図られるわけじゃないだらうと思ひます。やっぱり原因の一つに、日本の国民性といふところの、それを言われておりましたが、やっぱり株主としてそれなりの発言、また企業に対しての関心も深め、そしてまた責任も、そしてまた、これは一つのことだけで解決つくものではない、これは一つのことだけで必要なんだらうと思ひます。こういうことにつきまして、総括的に株主総会の活性化を図るための今度の法改正というものはいろいろあるわけですが、それとともに、今後さらに検討しなければならぬ、といひますか、いろいろな方策、施策というものが考えられるだらうと思ひます。

大臣、最後に、この株主総会、非常に大事な今度の改正ではございます。いろいろな何点か指摘しましたその中の活性化し得ない形骸化しておる問題点も、先ほど来午前中からいろいろお話しございましたが、この株主総会の形骸化を打破するために今回の法改正、それに伴いますから一つ一つの手だてを積み上げていくという、こういう意味におきまして、今後いろいろな角度から検討をいただかなければならぬだらうと思ひますけれども、総括的な御所見をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 総会屋の問題に関連して述べたようになりましたが、今回の改正で完全に解決できるかどうかということになりますと、私もなお問題が残つていくだらう、こう思ひます。

総会屋に限って申し上げますと、暴力団の資金源になつておるような事態はやはり放置できない。今回、株主権の行使に際しまして、金を出した方も受け取った方も刑事罰に問われるということになるわけでございますから、会社当局者はあとう限りそういう金を使ひまいと努力してくるだらう、こう思ひます。そういう努力がまず大事なことじゃないだらうかなと、こう思ひます。

もちろん、また今後いろいろな問題が起つてくるかもしれないけれども、それはそれなりに新しい事態に對応いたしまして、必要な改正を怠らないように努力をしていくことじゃないだらうかと、こう思ひます。

○委員長(鈴木一弘君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回は、明二十七日午後一時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

昭和五十六年六月六日印刷

昭和五十六年六月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局